

I 東海学院大学学則

東海学院大学 学則

第1章 建学の精神及び目的

(建学の精神)

第1条 東海学院大学（以下「本学」という。）の建学の精神は、国際的視野を備えた創造性と行動力豊かな教養人の育成である。

(目的)

第2条 本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、広く深い知識と教養を授け専門の学術に関する教育を行うことにより、知的、道徳的及び応用的能力を備えた社会の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。

第2章 自己点検及び評価

(自己点検及び評価)

第3条 本学は、前条の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価項目、実施体制、実施方法等に関する規程は、別に定める。

第3章 学部及び大学院

(学部)

第4条 本学に、健康福祉学部及び人間関係学部を置く。

2 学部の学科及び学科名については、別表に定める。

3 健康福祉学部は、建学の精神に基づき、福祉・スポーツ・栄養・医療など多面的なウェルネスの視点から、教育・研究を行い、各専門分野の知識・技術と幅広い教養を身につけ、社会に貢献できる豊かな人間性と倫理性を備えた人材の育成を目的とする。

4 人間関係学部は、建学の精神に基づき、急速に変化する現代社会の人間関係をめぐる諸問題及び心身の諸問題について、心理学及び子ども学の視点から教育・研究を行い、各分野の専門的知識・技能と豊かな人間性を備えた人材の育成を目的とする。

(大学院)

第5条 本学に、大学院を置く。

2 大学院学則は、別に定める。

(健康福祉学部)

第6条 健康福祉学部は、総合福祉学科及び管理栄養学科を置く。

2 総合福祉学科は、社会人としての豊かな教養とリテラシーを修得し、確かな倫理観・人間観及び知性を身につけ、それらを保健・医療・福祉分野における職業生活の中で実践し、日常の社会生活の中で行動するために必要な能力を育む。その能力の基礎の上に、幅広い学問領域の知識と技術を連関させる学際的な能力を備え、福祉・スポーツ・医療のニーズに的確に対応し、指導的役割を果たせる人材の育成を目的とする。

- 3 管理栄養学科は、生命や人間性を尊重する精神に基づく栄養や保健、医療の専門知識と技術を学び、栄養や保健、医療の分野で活躍するための倫理性が確立され、それとともに専門知識と技術について積極的に学ぶ情熱に満ちた人間性を育む。その人間性の基礎の上に、この学科で学んだ専門知識と技術を持ち、栄養や保健、医療の分野で活躍できる人材の育成を目的とする。

(人間関係学部)

第7条 人間関係学部は、心理学科及び子ども発達学科を置く。

- 2 心理学科は、現代社会における人間関係と心身の健康をめぐる諸問題に、心理学の視点から取り組むことのできる創造性と豊かな人間性を育むとともに、心理学の知識と研究法を修得することにより、医療・福祉・教育をはじめとした様々な職業分野において、人々を心理的に支援し、相互理解と融和に貢献できる人材の育成を目的とする。
- 3 子ども発達学科は、子どもとともに自らも成長・発達を図ることのできる創造性と豊かな人間性を育むとともに、人間発達、子育て支援、子ども文化などの各領域を、保育学、教育学、心理学、福祉学などを通して学際的に学ぶことにより、子どもに関する専門的な知識と技能を備え、子どもの心身の問題や社会環境の諸問題について積極的に取り組むことのできる人材の育成を目的とする。

(収容定員)

第8条 各学部、学科の収容定員は、別表に掲げるとおりとする。

第4章 教職員及び会議

(学長、副学長及び学科長)

第9条 本学に学長、学部に学部長、学科に学科長、大学院に研究科長を置く。

- 2 本学に副学長を置くことができる。

(教育職員)

第10条 本学に、一定数の教授、准教授、講師及び助教を置く。

(助手)

第11条 本学に、教育研究の円滑な実施に必要な業務を行うため助手を置くことができる。

(事務職員)

第12条 本学に、事務処理のため一定数の職員を置く。

(役職者会議)

第13条 本学に役職者会議を置く。

- 2 役職者会議に関し必要な事項は、東海学院大学役職者会議規程に定める。

(教授会)

第14条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会に関し必要な事項は、東海学院大学教授会規程に定める。

第5章 教育課程及び卒業の要件

(教育課程)

第 15 条 授業科目を分けて、教養科目、学部共通科目、専門科目、自己設計科目、自由科目とする。

2 教養科目、学部共通科目、専門科目の授業科目並びにその単位数は、別表のとおりとする。

3 自己設計科目、自由科目の授業科目並びにその単位数は、それぞれの別表のとおりとする。

(遠隔授業)

第 16 条 前条の単位数のうち、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所での授業の方法により修得することができる単位数は、60 単位を超えないものとする。

(1 年間の授業期間)

第 17 条 1 年間の授業を行う期間は、35 週にわたることを原則とする。

(授業科目と単位)

第 18 条 各授業科目の授業は、15 週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、この期間より短い期間において授業を行うことができる。

(単位の計算方法)

第 19 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、授業科目により、30 時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

(2) 演習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、授業科目により、15 時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

(3) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

(4) 外国語科目については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

2 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習及び実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前項各号に規定する基準により算定した時間の授業をもって 1 単位とする。

3 卒業研究、卒業制作及び学外実習等の授業科目は、これらの学修とその成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、前項の規定に関わらず、単位数を定めることができる。

(修業年限)

第 20 条 本学の修業年限は、4 年とする。

2 前項の規定にかかわらず、本学の科目等履修生として一定の単位を修得した者が入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数等に応じて、相当期間を前項の修業年限の 2 分の 1 を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

3 前項の修業年限の通算に関する必要な事項は、別に定める。

(在学期間)

第 21 条 学生は、8 年を超えて在学することができない。

2 前項の規定にかかわらず、第 45 条から第 47 条までの規定により入学した学生は、在学すべき年数の 2 倍に相当する年数を超えて在学することができない。

(卒業要件単位)

第 22 条 本学の卒業には、第 20 条に規定する修業年限以上在学し、別表に掲げる授業科目の中から、同表に定める履修方法に従い、124 単位以上を修得しなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、別表に掲げる自己設計科目及び自由科目等の授業科目を履修し、単位を修得した場合、20 単位を超えない範囲で、卒業に必要な単位数に含めることができる。

(履修申告)

第 23 条 学生は学期ごとに履修しようとする授業科目を定めて履修申告をしなければならない。ただし、授業科目の教授上若しくは施設上の都合により履修年度を指定し、又は履修人員を制限することがある。

(単位の授与)

第 24 条 本学所定の授業科目を履修し、成績審査に合格した者には所定の単位を与える。

(定期成績審査、追審査及び再審査)

第 25 条 定期成績審査は、毎学期末又は学年末に行う。

- 2 病気その他やむを得ない理由のため、定期成績審査を受けることができない者には、追審査を行う。
- 3 定期成績審査又は追審査に不合格の場合は、原則として再審査を行う。

(受審資格)

第 26 条 成績審査は、当該科目の授業に 7 割以上出席した者でなければ受けることができない。

(審査方法)

第 27 条 成績審査は、試験、論文その他によって行う。

(成績の評価)

第 28 条 成績は、秀 (90 点以上 100 点以下)、優 (80 点以上 90 点未満)、良 (70 点以上 80 点未満)、可 (60 点以上 70 点未満) 及び不可 (60 点未満) の 5 段階に分け、秀、優、良及び可を合格とする。

(成績審査)

第 29 条 成績審査に関する必要な事項は、別に定める。

(大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第 30 条 本学が教育上有益と認めたときは、他の大学等において修得した次の単位等について、合わせて 60 単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

- (1) 本学と日本国内外の他の大学との協定に基づき、当該大学において履修した授業科目の単位
- (2) 第 51 条により、外国の大学において履修した授業科目の単位
- (3) 本学が、外国の大学とあらかじめ協議の上当該大学において実施する語学研修及び教養講座における学修
- (4) 本学に入学する前に在学した大学又は短期大学において履修した授業科目の単位
- (5) 文部科学大臣が別に定める技能審査等における成果に係る学修で、本学が大学教育に相当する水準を有すると認めたもの

(卒業及び学位の授与)

第 31 条 本学に第 20 条に規定する修業年限以上在学し、所定の単位（以下「卒業要件単位」という。）を修得した者には、卒業を認め、学士の学位を授与する。

2 学士の学位の授与に関する必要な事項は、別に定める。

(早期卒業)

第 32 条 本学に 3 年以上在学し、卒業要件単位を優秀な成績で修得した者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、4 年未満の在学での卒業（以下「早期卒業」という。）を認め、学士の学位を授与することができる。

2 早期卒業に関する必要な事項は、別に定める。

(教職課程)

第 33 条 各学部の学科に、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び同法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に基づく教育職員免許状授与の所要資格を得させるための課程（以下「教職課程」という。）を置くことができる。

2 本学で取得できる教育職員免許状の種類及び教職課程については、東海学院大学履修規則に定める。

3 本学に在籍する者で、免許状を取得するためには、資格課程履修費を指定の期日までに納入しなければならない。

4 教職課程に関する資格課程履修費の額及び徴収方法については、東海学院大学短期大学部及び東海学院大学授業料等の費用に関する細則（以下「授業料等の細則」という。）に定める。

(資格課程)

第 34 条 各学部の学科に、文部科学省又は厚生労働省等の規則に基づく国家資格又は国家試験受験資格等を取得させるための課程を置くことができる。

2 本学で取得できる国家資格又は国家試験受験資格の種類及び資格課程については、東海学院大学履修規則に定める。

3 本学に在籍する者で、資格を取得するためには、資格課程履修費を指定の期日までに納入しなければならない。

4 資格課程に関する資格課程履修費の額及び徴収方法については、授業料等の細則に定める。

(各種の資格取得)

第 35 条 本学が教育上有益と認める各種の資格取得のために必要な授業科目を置くことができる。

2 本学で取得できる各種の資格取得については、東海学院大学履修規則に定める。

第 6 章 学年、学期及び休業日

(学年)

第 36 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 37 条 学年を分けて、次の 2 学期とする。

(1) 前期 4 月 1 日から 9 月 24 日まで

(2) 後期 9 月 25 日から翌年 3 月 31 日まで

(休業日)

第 38 条 定期休業は、次のように定める。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 創立記念日 4 月 14 日
- (4) 夏期休業
- (5) 冬期休業
- (6) 臨時休業 その都度、学長が定める。

ただし、学長が必要と認めた場合には、休業日であっても授業又は試験を実施することができる。

- 2 必要がある場合は、学長は前項の休業日を変更し、又は休業日を定めることができる。

第 7 章 入学、休学、転学、退学及び外国留学

（入学の時期）

第 39 条 入学期日は学年の始めとする。ただし、後期の始めに入学させることができる。

（入学の資格）

第 40 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ、本学所定の入学検定に合格した者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 特別支援学校の高等部又は高等専門学校の 3 年次を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者（12 年未満の課程の場合は、さらに、指定された準備教育課程又は研修施設の課程を修了し、18 歳以上である必要がある。）
- (4) 外国における、12 年の課程修了相当の学力認定試験に合格した 18 歳以上の者（12 年未満の課程の場合は、さらに、指定された準備教育課程又は研修施設の課程を修了する必要がある。）
- (5) 外国において、指定された 11 年以上の課程を修了したとされるものであること等の要件を満たす高等学校に対応する学校の課程を修了した者
- (6) 我が国において、外国の高等学校相当として指定した外国人学校を修了した 18 歳以上の者（12 年未満の課程の場合は、さらに、指定された準備教育課程を修了する必要がある。）
- (7) 高等学校と同等と認定された在外教育施設の課程を修了した者
- (8) 文部科学省により指定された専修学校の高等課程を修了した者
- (9) 旧制学校等を修了した者
- (10) 外国の大学入学資格である国際バカロレア、アビトゥア、バカロレア、GCEA レベルを保有する 18 歳以上の者
- (11) 国際的な評価団体（WASC、CIS、ACSI）の認定を受けた教育施設の 12 年の課程を修了した 18 歳以上の者（CIS の旧名称である ECIS の認定を受けた外国人学校の 12 年の課程を修了したものについても入学資格が認められる。）
- (12) 高等学校卒業程度認定試験（旧大検）に合格した者（18 歳に達していないときは、18 歳に達した日の翌日から認定試験合格者となる。）
- (13) 本学において個別の入学資格審査により認めた 18 歳以上の者

（入学の出願及び入学者選抜）

第 41 条 本学に入学を志願する者は、所定の書類を指定の期日までに学長に提出するとともに、検定料を指定の期日までに納付しなければならない。

- 2 入学者選抜については別に定める。

(入学の手続)

第 42 条 入学検定に合格した者は、指定の期日までに入学金を納め、かつ、所定の誓約書に署名捺印の上、提出しなければならない。ただし、次条の規定による入学金の免除及び徴収猶予を申請した者にあつては、免除若しくは徴収猶予を許可又は不許可とされるまでの間は、入学金の納入を猶予する。

2 学長は、前項の手続きを終えた者に対し、入学を許可する。

3 第 1 項ただし書の規定により入学金の納入を猶予された者が、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可（徴収猶予の申請をした者を除く。）を告知された場合には、指定の期日までに入学金を納入しなければならない。

4 入学を許可された者は、所定の期日までに、誓約書・在学保証書・その他本学所定の書類を提出しなければならない。

5 前項の在学保証書の保証人及び副保証人は、独立の生計を営む成年者で、確実に保証人の債務を履行し得るものでなければならない。本学において不適当と認めた場合は、保証人及び副保証人の変更を命ずることがある。

6 保証人が死亡又はその他の理由で、その責をつくしえないときは、副保証人がその債務を履行しなければならない。

7 保証人又は副保証人が転居した場合は、直ちにその旨を届け出なければならない。

(入学金の免除及び徴収猶予)

第 43 条 特別な事情により入学金の納入が著しく困難であると認められる者に対しては、入学金の全額又は半額を免除し、又はその徴収を一定期間猶予することがある。

2 入学金の免除及び徴収猶予に関する必要な事項は、別に定める。

(既納の検定料及び入学金)

第 44 条 既納の検定料及び入学金は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、納入した者の申出により当該各号に定める額を返還する。

(1) 授業料等の細則の規定に該当する場合 既納の検定料と同項に定める検定料の差額

(2) 検定料を納入した後に出願書類を提出した者について、出願資格が無いこと等により出願を受け付けなかった場合 既納の検定料に相当する額

(3) 出願前に検定料を納入した者が、出願書類の提出を行わなかった場合 既納の検定料に相当する額

(再入学)

第 45 条 本学に 1 年以上在学し、第 52 条の規定により退学した者で、退学後原則として 2 年以内に再入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

(転入学)

第 46 条 他の大学に 1 年以上在学している者で、当該学長の承認を得て本学に転入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

(編入学)

第 47 条 本学に編入学を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することがある。

2 本学の第 2 年次及び第 3 年次に入学することのできる者に関する必要な事項は、別に定める。

(既修得単位の認定)

第 48 条 第 45 条、第 46 条及び第 47 条の規定により入学を許可された者の既修得単位の認定

に関する必要な事項は、別に定める。

(休学)

第 49 条 学生が病気その他の理由により引き続き 2 か月以上修学することができない場合は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて学長に願い出て、その許可を得て休学することができる。

2 休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1 年以内に限り引き続き休学を認めることがある。

3 休学期間は、通算して 2 年を超えることができない。

4 休学期間は、修業年限及び在学期間に算入しない。

(復学)

第 50 条 休学期間が満了したとき、又は休学期間中にその理由が消滅し、復学しようとするときは、学長に願い出て、その許可を得なければならない。ただし、休学の理由が病気の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(留学)

第 51 条 本学が教育上有益と認めたときは、休学することなく外国の大学に留学することを許可することができる。

2 当該外国の大学又は短期大学に留学しようとするときは、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

3 留学の期間は、修業年限に算入する。

4 留学に関する必要な事項は、別に定める。

(退学)

第 52 条 学生が退学しようとするときは、理由を詳記して学長に願い出て、その許可を得なければならない。

2 死亡の場合は死亡日を、行方不明の場合は届出日をもって退学日とする。

(転学部・転学科)

第 53 条 本学学生が同一学部・に属する他の学科へ転学科を志願したときは、欠員のある場合に限り、選考の上、これを許可することができる。

2 本学の学生が他学部・に属する他の学科へ転学科を志願したときは、欠員のある場合に限り、選考の上、これを許可することができる。

3 転学部又は転学科した者の在学年数は転学部又は転学科前の在籍年数の全部又は一部を通算することができる。

(転学)

第 54 条 学生が他の大学に転学しようとするときは、理由を詳記して学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(除籍)

第 55 条 学生が次の各号の一に該当するときは、学長はこれを除籍する。

(1) 病気その他の理由により、修学の見込みがないと認められる者

(2) 入学金免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除若しくは徴収猶予の許可を受けた者で、所定の期日までに入学金を納入しない者

(3) 授業料等納入の義務を怠り、督促してもなお納入しない者

(4) 第 21 条に規定する在学期間内に卒業の見込みのない者

(5) 懲戒処分による強制退学とされた者

第 8 章 入学金、学費、在籍料及びその他納入金

(授業料等の額)

第 56 条 第 41 条の検定料、第 42 条第 1 項の入学金並びに次条の授業料その他の学納金は、授業料等の細則に定める。

(授業料等の徴収方法)

第 57 条 授業料及び教育充実費（以下「授業料等」という。）は年額とし、前期及び後期の 2 期に等分して徴収する。

- 2 前項の授業料等は、毎学期始め指定期日以内に納入しなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料等を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料等を合わせて徴収するものとする。
- 4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料等については、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

(授業料等の月割分納)

第 58 条 特別の理由のある者は、授業料等の月割分納を許可することがある。

- 2 前項の月割分納額は、年額の 12 分の 1 とし、毎月 5 日までに納入しなければならない。

(休学及び復学の場合の授業料等)

第 59 条 前期又は後期の全期間を通じて休学した場合は、所定の在籍料を徴収する。

- 2 授業料等の徴収猶予を許可された者が休学したときは、月割計算により休学の翌月から復学の前月までの授業料等を免除する。
- 3 復学した場合における授業料等の額及び徴収方法は授業料等の細則に定める。

(転学、退学、除籍又は停学の場合の授業料等)

第 60 条 転学、退学、除籍又は停学を命ぜられた場合でも、その期の授業料及び教育充実費は徴収する。ただし、別段の定めがある場合は、この限りでない。

(授業料等の免除及び徴収猶予)

第 61 条 授業料等の支弁が困難な学生に対しては、当該期に限り授業料等の全部若しくは一部を免除し、又、授業料等を一定期間徴収猶予することがある。

- 2 免除又は徴収猶予された者で、その理由が消滅した場合は、その月から月割計算によりその期の授業料等を徴収する。

(月割分納、免除又は徴収猶予の許可)

第 62 条 第 58 条及び前条の規定により授業料等の月割分納、免除又は徴収猶予を受けようとする者は、理由を詳記して学長に願い出て、その許可を得なければならない。

- 2 授業料等の免除及び徴収猶予に関する必要な事項は、別に定める。

(既納の授業料等)

第 63 条 既納の授業料等は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、納入した者の申出により当該各号に定める額を返還する。

- (1) 前期に係る授業料等を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を合わせて納入した者が、後期に係る授業料等の徴収時期前に休学又は退学した場合、後期に係る授業料等に相当する額

- (2) 入学を許可するときに前期又は前期及び後期に係る授業料等を納入した者が、その年の3月31日までに入学を辞退した場合、当該授業料等に相当する額

第9章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第64条 本学において、特殊な事項について研究しようとする者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生に関する必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第65条 本学所定の授業科目のうち、1科目又は数科目を履修しようとする者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第66条 他の大学又は短期大学の学生で、本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該大学と協議して定めるところにより、選考の上、特別聴講学生として入学を許可することがある。

- 2 特別聴講学生に関する必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第67条 外国人で、教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 前項に規定する外国人留学生については、第8条に規定する収容定員外とすることができる。
- 3 外国人留学生のために、第15条に定めるもののほか、別表のとおり授業科目を置く。
- 4 外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

第10章 研究施設及び公開講座

(研究施設)

第68条 本学に次の施設を設ける。

- (1) 東海学院大学附属図書館
- (2) 東海えほんの森
- (3) 保育実習室（あそびの森）

- 2 前項の施設に関する必要な事項は、別に定める。

(公開講座)

第69条 本学に、公開講座を開設することがある。

- 2 公開講座に関する必要な事項は、別に定める。

第11章 学生寮及び保健施設

(学生寮)

第70条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関する事項は、別に定める。

(保健室)

第 71 条 本学に保健室を設け、健康診断を行うとともに健康相談に応じ、必要ある場合は応急処置をなす。

第 12 章 賞罰

(表彰)

第 72 条 学生が他の模範となる行為のあった場合又は学業成績その他の業績が特に顕著な場合、学長は、これを表彰することがある。

2 表彰に関する事項は、別に定める。

(懲戒)

第 73 条 学生が本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為のあった場合は、学長はこれを懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当の理由がなくて長期間出席しない者

(3) 学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 13 章 改廃手続

(学則の改廃)

第 74 条 この学則の改廃は、学長が発議して役職者会議に諮り、教授会の議を得て、理事会が行う。

附 則 (1)

1 本学則は、昭和 56 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 (2)

1 本学則は、昭和 57 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 (3)

1 本学則は、昭和 58 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 (4)

1 本学則は、昭和 59 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 (5)

1 本学則は、昭和 63 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 (6)

- 1 本学則は、平成元年 4 月 1 日より施行する。

附 則 (7)

- 1 本学則は、平成 2 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 (8)

- 1 本学則は、平成 3 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 (9)

- 1 本学則は、平成 4 年 2 月 1 日より施行する。

附 則 (10)

- 1 本学則は、平成 4 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 (11)

- 1 本学則は、平成 7 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 (12)

- 1 本学則は、平成 8 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 (13)

- 1 本学則は、平成 9 年 4 月 1 日より施行する。
但し、平成 8 年度以前に入学した者は、平成 8 年度学則による。

附 則 (14)

- 1 本学則は、平成 11 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 (15)

- 1 本学則は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 (16)

- 1 本学則は、平成 13 年 4 月 1 日より施行する。
但し、第 9 条第 4 項及び第 10 項に関しては平成 12 年度入学者にも適用する。

附 則 (17)

- 1 本学則は、平成 14 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 (18)

- 1 本学則は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。
但し、第 34 条第 1 項に関しては平成 14 年度以前の入学者にも適用する。
又、この別表 教育課程は平成 14 年度の入学者にも適用する。
更に、平成 12、13 年度の入学者にはその年度の別表 教育課程の訂正されたものを適用する。

附 則 (19)

- 1 本学則は、平成 16 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 (20)

- 1 本学則は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 収容定員については、第 3 条に定めるほか以下のとおりとする。

文学部 総合文化学科

年度等 区分	平成 17 年度 収容定員	平成 18 年度 収容定員	平成 19 年度 収容定員
入学定員分	270 名	180 名	90 名
編入学定員分	40 名	40 名	20 名
合計	310 名	220 名	110 名

附 則 (21)

- 1 本学則は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 (22)

- 1 本学則は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 (23)

- 1 本学則は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 (24)

- 1 本学則は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 (25)

- 1 本学則は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 (26)

- 1 本学則は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 (27)

- 1 本学則は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 健康福祉学部総合福祉学科の収容定員については、第 3 条に定めるほか経過措置として次のとおりとする。

年度等 区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
入学定員	80 名	80 名	80 名
収容定員	380 名	360 名	340 名

附 則 (28)

- 1 この改正学則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年度以前の入学者の授業料は、従前の学則の規定を適用する。
- 3 東海学院大学大学院学則（平成 22 年 4 月 1 日施行）は、吸収し廃止する。

附 則 (29)

- 1 本学則は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

- 2 健康福祉学部食健康栄養学科は、平成 26 年度より学生募集を停止し、対象となる学生が在籍しなくなったときに廃止する。

附 則 (30)

- 1 本学則は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 (31)

- 1 本学則は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 (32)

- 1 本学則は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 (33)

- 1 本学則は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 (34)

- 1 本学則は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 (35)

- 1 本学則は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 (36)

- 1 本学則は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 (37)

- 1 本学則は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 (38)

- 1 本学則は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

別表（東海学院大学学則第 4 条第 2 項関係）学科及び学科名

学部	学科・課程
健康福祉学部	総合福祉学科
	管理栄養学科
人間関係学部	心理学科
	子ども発達学科

別表（東海学院大学学則第 8 条第 1 項関係）学部収容定員

学部	学科・課程	入学定員	収容定員
健康福祉学部	総合福祉学科	80 名	320 名

	管理栄養学科	80 名	320 名
	計	160 名	640 名
人間関係学部	心理学科	120 名	480 名
	子ども発達学科	50 名	200 名
	計	170 名	680 名
合計		330 名	1,320 名

別表（東海学院大学学則第 15 条第 2 項）教育課程 健康福祉学部 総合福祉学科

教育区分		授業科目名	開講年次	単位数		備考
				必修	選択	
教養科目	学びの基礎を身につける科目	基礎ゼミナールⅠ	1	2		10 単位必修
		基礎ゼミナールⅡ	1		2	
	国語表現力を高める科目	国語表現	1		2	
	英語表現力を高める科目	基礎英語 A	1		1	
		基礎英語 B	1		1	
		英語活用演習 A	1		1	
		英語活用演習 B	1		1	
	情報処理技能を高める科目	コンピュータリテラシーⅠ	1		1	
		コンピュータリテラシーⅡ	1		1	
		情報リテラシー	1		1	
	世界を理解する科目	日本文化研究	1		2	
		英米の言語と文化	1		2	
		中国の言語と文化	1		2	
		韓国の言語と文化	1		2	
		スペイン語圏の言語と文化	1		2	
		海外実践	2		2	
		異文化コミュニケーション	2		2	
	就業力を高める科目	就業力基礎	1		2	
		キャリア形成	2		2	
		インターンシップ A	3		2	
		インターンシップ B	3		2	
	幅広い知識を身に付け創造力を高める科目	哲学・思想	1		2	
		倫理学	1		2	
		歴史学	1		2	
		文学	1		2	
		言語学	1		2	
		日本国憲法	1		2	
		社会学	1		2	
		経済学	1		2	
		近現代の世界	1		2	
		社会と福祉	1		2	
		数学	1		2	

		化学	1		2	
		生物学	1		2	
		生命科学	1		2	
		生活と環境	1		2	
		体育実技 A	1		1	
		体育実技 B	1		1	
		体育講義	1		2	
		保健衛生	1		2	
		美術	1		2	
		音楽	1		2	
学部共通科目		健康福祉概論	1		2	2 単位以上
		卒業研究	4		4	
専門科目	専門基礎科目	障害者福祉論Ⅰ	1	2		16 単位必修
		現代社会と福祉Ⅰ	1	2		
		地域福祉論Ⅰ	1	2		
		老人福祉論Ⅰ	1	2		
		児童福祉論Ⅰ	1	2		
		社会保障論Ⅰ	2	2		
		現代社会と福祉Ⅱ	2	2		
		社会保障論Ⅱ	2	2		
		こころとからだのしくみⅠ	2		2	
	社会福祉	医学一般	1		2	
		心理学概論	1		2	
		社会学概論	1		2	
		社会福祉調査論	2		2	
		社会福祉援助技術総論Ⅰ	1	2		
		社会福祉援助技術総論Ⅱ	1		2	
		社会福祉援助技術論Ⅰ	2		2	
		社会福祉援助技術論Ⅱ	2		2	
		社会福祉援助技術論Ⅲ	2		2	
		社会福祉援助技術論Ⅳ	2		2	
		地域福祉論Ⅱ	2		2	
		社会福祉施設経営論	3		2	
		老人福祉論Ⅱ	2		2	
		介護概論	1		2	
		障害者福祉論Ⅱ	2		2	
		児童福祉論Ⅱ	2		2	

		公的扶助論	2	2		
		保健医療サービス	1		2	
		権利擁護と成年後見制度	3		2	
		更生保護制度	3		2	
		社会福祉援助技術演習Ⅰ	2		2	
		社会福祉援助技術演習Ⅱ	2		2	
		社会福祉援助技術演習Ⅲ	2		2	
		社会福祉援助技術演習Ⅳ	3		2	
		社会福祉援助技術演習Ⅴ	3		2	
		社会福祉実習指導Ⅰ	2		1	
		社会福祉実習指導Ⅱ	3		1	
		社会福祉実習指導Ⅲ	3		1	
		社会福祉実習（240 時間）	2～3		5	
	精神福祉	精神保健福祉制度論	2		2	
		精神保健福祉支援論	2		2	
		精神保健福祉の原理	2		2	
		精神医学Ⅰ	1		2	
		精神医学Ⅱ	1		2	
		精神保健学Ⅰ	2		2	
		精神保健学Ⅱ	2		2	
		精神障害リハビリテーション学Ⅰ	3		2	
		精神障害リハビリテーション学Ⅱ	3		2	
		精神保健福祉相談援助の基盤（専門）	3		2	
		精神保健福祉援助技術各論	3		2	
		精神保健福祉援助演習Ⅰ	3		2	
		精神保健福祉援助演習Ⅱ	4		2	
		精神保健福祉援助演習Ⅲ	4		2	
		精神保健福祉援助実習指導Ⅰ	3		1	
		精神保健福祉援助実習指導Ⅱ	3		1	
		精神保健福祉援助実習指導Ⅲ	4		1	
		精神保健福祉援助実習	3～4		5	
	介護福祉	介護福祉論Ⅰ	1		2	
		介護福祉論Ⅱ	1		2	
		介護福祉論Ⅲ	2		2	
		介護福祉論Ⅳ	2		2	
		コミュニケーション技術	1		2	

	生活支援技術Ⅰ	1		4	
	生活支援技術Ⅱ	1		4	
	生活支援技術Ⅲ	2		4	
	生活支援技術Ⅳ	2		4	
	生活支援技術Ⅴ	3		4	
	介護過程Ⅰ	1		2	
	介護過程Ⅱ	2		2	
	介護過程Ⅲ	2		2	
	介護過程Ⅳ	2		2	
	介護過程Ⅴ	3		2	
	介護総合演習Ⅰ	2		2	
	介護総合演習Ⅱ	2		2	
	介護総合演習Ⅲ	3		4	
	介護実習Ⅰ－１	2		3	
	介護実習Ⅰ－２	2		3	
	介護実習Ⅱ	3		4	
	発達と老化の理解Ⅰ	1		2	
	発達と老化の理解Ⅱ	1		2	
	認知症の理解Ⅰ	1		2	
	認知症の理解Ⅱ	2		2	
	障害の理解Ⅰ	2		2	
	障害の理解Ⅱ	2		2	
	こころとからだのしくみⅡ	2		2	
	医療的ケアⅠ	2		2	
	医療的ケアⅡ	3		2	
	医療的ケアⅢ	3		2	
社会スポーツ	スポーツ技術論	2		2	
	スポーツ科学入門	1		1	
	スポーツマネジメント	2		2	
	ウエイト&エアロビック・トレーニング	2		2	
	スポーツ社会学	2	2		
	スポーツ心理学	1	2		
	スポーツ栄養学	3		2	
	コーチング論	3		2	
	トレーニング科学	3		2	

	バイオメカニクス	3		2	
	スポーツ医学Ⅰ	2		2	
	スポーツ医学Ⅱ	3		2	
	障害者スポーツ論Ⅰ	2		2	
	障害者スポーツ論Ⅱ	3		2	
	福祉スポーツ演習	3		2	
	体育原理	1	2		
	運動生理学	2	2		
	衛生学	1	2		
	学校保健	2	2		
	小児保健	2	2		
	精神保健	3	2		
	救急処置法	3	2		
	健康スポーツ実習	2		2	
	スポーツ実習Ⅰ（陸上）	2		1	
	スポーツ実習Ⅱ（水泳）	1		1	
	スポーツ実習Ⅲ（球技A）	2		1	
	スポーツ実習Ⅳ（球技B）	2		1	
	スポーツ実習Ⅴ（武道）	1		1	
	スポーツ実習Ⅵ（器械運動）	1		1	
	スポーツ実習Ⅶ（ダンス）	1		1	
	スポーツ実習Ⅷ（レクリエーション）	1		1	
医療事務	医療事務総論	2		2	
	医療秘書概論	2		2	
	医療秘書実務	3		2	
	診療報酬請求事務	3		2	
	フィールドプロジェクト演習	3		4	
	表計算応用演習	2		2	
	コンピュータネットワーク	2		2	
臨床工学	解剖学Ⅰ	1		1	
	解剖学Ⅱ	1		1	
	医学概論	1		1	
	基礎医学実習	2		1	
	病理学	1		2	

	公衆衛生学	1	1		
	生理学	1	1		
	生理学実習	2		1	
	生化学Ⅰ	1		1	
	生化学Ⅱ	2		1	
	臨床免疫学	2		1	
	臨床薬理学	2		1	
	臨床医学総論Ⅰ	2		2	
	臨床医学総論Ⅱ	3		2	
	臨床医学総論Ⅲ	3		2	
	臨床医学総論Ⅳ	4		1	
	関係法規	2		1	
	チーム医療概論	1		1	
	医用情報処理工学	1		2	
	システム情報処理実習	1		1	
	医用システム工学	2		2	
	応用数学Ⅰ	1		1	
	応用数学Ⅱ	1		1	
	統計学	2		1	
	医用工学概論	1		2	
	生体物性工学	2		2	
	医用材料工学	2		2	
	計測工学	2		1	
	医用機器学概論	1		2	
	医用治療機器学Ⅰ	2		1	
	医用治療機器学Ⅱ	2		1	
	医用治療機器学実習	3		1	
	機械工学	1		2	
	医用機器安全管理学	3		2	
	医用機器安全管理学方法論Ⅰ	3		1	
	医用機器安全管理学方法論Ⅱ	3		1	
	医療安全管理学	3		1	
	医療安全管理学実習	3		1	
	画像診断学	2		1	
	制御工学	2		2	
	電気工学Ⅰ	1		2	

	電気工学Ⅱ	1	2
	電気工学実習	2	1
	電子工学Ⅰ	2	2
	電子工学Ⅱ	2	2
	電子工学実習	3	1
	生体計測装置学Ⅰ	2	1
	生体計測装置学Ⅱ	2	1
	生体計測装置学実習	3	1
	臨床支援技術学	3	1
	臨床支援技術学演習	3	1
	臨床支援技術学実習	3	1
	生体機能代行装置学Ⅰ（呼吸）	2	2
	生体機能代行装置学演習Ⅰ（呼吸）	3	1
	生体機能代行装置学実習Ⅰ（呼吸）	3	1
	生体機能代行装置学Ⅱ（循環）	2	2
	生体機能代行装置学演習Ⅱ（循環）	3	1
	生体機能代行装置学実習Ⅱ（循環）	3	1
	生体機能代行装置学Ⅲ（代謝）	2	2
	生体機能代行装置学演習Ⅲ（代謝）	3	1
	生体機能代行装置学実習Ⅲ（代謝）	3	1
	臨床実習Ⅰ（実践活動外学習）	4	1
	臨床実習Ⅱ	4	6

教養科目 10 単位以上、学部共通科目 2 単位以上、専門科目 60 単位以上（ただし、専門基礎科目から 16 単位以上）（学部共通科目 2 単位を超える単位は、専門科目の単位とすることができる）、合計 124 単位以上修得すること。

（履修科目の登録の上限：49 単位（年間））

介護実習については 5 分の 4 に満たない者については、当該科目の履修の認定をしない。その他の実習については別に定める。

別表（東海学院大学学則第15条第2項）教育課程 健康福祉学部 管理栄養学科

教育区分		授業科目名	開講年次	単位数		備考
				必修	選択	
教養科目	学びの基礎を身につける科目	基礎ゼミナールⅠ	1	2		
		基礎ゼミナールⅡ	1		2	
	国語表現力を高める科目	国語表現	1		2	
	英語表現力を高める科目	基礎英語 A	1・2		1	
		基礎英語 B	1・2		1	
		英語活用演習 A	1・2・3・4		1	
		英語活用演習 B	1・2・3・4		1	
	情報処理技能を高める科目	コンピュータリテラシーⅠ	1		1	
		コンピュータリテラシーⅡ	1		1	
		情報リテラシー	1・2・3・4		1	
	世界を理解する科目	日本文化研究	1		2	
		英米の言語と文化	1・2・3・4		2	
		中国の言語と文化	1・2・3・4		2	
		韓国の言語と文化	1・2・3・4		2	
		スペイン語圏の言語と文化	1・2・3・4		2	
		海外実践	1・2・3・4		2	
		異文化コミュニケーション	2		2	
	就業力を高める科目	就業力基礎	1		2	
		キャリア形成	2・3		2	
		インターンシップ A	3・4		2	
		インターンシップ B	3・4		2	
	幅広い知識を身に付け創造力を高める科目	哲学・思想	1・2・3・4		2	
		倫理学	1・2・3・4		2	
		歴史学	1・2・3・4		2	
		文学	1・2・3・4		2	
		言語学	1・2・3・4		2	
		日本国憲法	1・2・3・4		2	
		社会学	1・2・3・4		2	
		経済学	1・2・3・4		2	
		近現代の世界	1・2・3・4		2	
		社会と福祉	1・2・3・4	2		

				数学	1・2・3・4		2	
				化学	1・2・3・4		2	
				生物学	1・2・3・4		2	
				生命科学	1・2・3・4		2	
				生活と環境	1・2・3・4		2	
				体育実技 A	1・2・3・4		1	
				体育実技 B	1・2・3・4		1	
				体育講義	1・2・3・4		2	
				保健衛生	1・2・3・4		2	
				美術	1・2・3・4		2	
				音楽	1・2・3・4		2	
学部共通科目				健康福祉概論	1	2		
				卒業研究	4	4		
専門科目	管理栄養領域	専門基礎分野	社会・環境と健康	公衆衛生学	2	2		臨床検査領域と共通科目
				公衆衛生学実習	3		1	
				健康管理学	3	2		
				情報科学	1		2	臨床検査領域と共通科目
			人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	医学概論	1	2		臨床検査領域と共通科目
				解剖生理学Ⅰ	1	2		臨床検査領域と共通科目
				解剖生理学Ⅱ	1	2		臨床検査領域と共通科目
				解剖生理学実習	1	1		臨床検査領域と共通科目
				運動生理学	2		2	
				生化学	1	2		臨床検査領域と共通科目
				生化学実験	2	1		臨床検査領域と共通科目
				病理学	1	2		臨床検査領域と共通科目
				臨床医学総論	2		2	臨床検査領域と共通科目
				臨床医学実習	3		1	
			食べ物と健康	食品衛生学	1		2	
				食品衛生学実験	2		1	
				調理学	1		2	
				基礎調理学実習	1		1	
				応用調理学実習	1		1	
				食べ物と健康Ⅰ	1	2		
				食べ物と健康Ⅱ	1	2		
				食品加工学実験	1		1	

			食品学基礎実験	1		1	
			食品学実験	2		1	
	専門分野	基礎栄養学	基礎栄養学	1	2		臨床検査領域と共通科目
			基礎栄養学実習	1	1		
		応用栄養学	応用栄養学Ⅰ	2	2		
			応用栄養学Ⅱ	3		2	
			栄養マネジメント論	3		2	
			応用栄養学実習	3		1	
		栄養教育論	栄養教育概論	1	2		
			栄養教育論	2		2	
			栄養カウンセリング論	3		2	
			栄養教育論実習	3		1	
			食教育指導論	2		2	
			学校栄養指導論	2		2	
		臨床栄養学	臨床栄養学概論Ⅰ	2	2		臨床検査領域と共通科目
			臨床栄養学概論Ⅱ	2	2		臨床検査領域と共通科目
			栄養治療学	3		2	
			栄養治療学実習	3		1	
			臨床栄養活動論	3		2	
			臨床栄養活動論実習	3		1	
		公衆栄養学	公衆栄養学Ⅰ	3	2		
			公衆栄養学Ⅱ	3	2		
			公衆栄養学実習	3		1	
		給食経営管理論	給食経営管理論Ⅰ	2		2	
			給食経営管理論Ⅱ	2		2	
			給食経営管理実習	3		2	
		総合演習	健康栄養総合演習Ⅰ	3		1	
			健康栄養総合演習Ⅱ	4		1	
			医療情報処理演習Ⅰ	2		1	
			医療情報処理演習Ⅱ	4		1	
		臨地実習	校外実習(給食の運営)	3		1	
			臨地実習(給食経営管理)	3		1	
			臨地実習(公衆栄養)*	4		1	*印の3科目から2科目を選択
			臨地実習(臨床栄養Ⅰ)*	4		1	
			臨地実習(臨床栄養Ⅱ)*	4		1	

臨床検査領域	専門基礎分野	病態学 (新告示第1条は薬理学及び病態薬理学を除く)	臨床病態学Ⅰ	2		2	管理栄養領域と共通科目 管理栄養領域と共通科目 管理栄養領域と共通科目 管理栄養領域と共通科目 管理栄養領域と共通科目 管理栄養領域と共通科目 管理栄養領域と共通科目 管理栄養領域と共通科目 管理栄養領域と共通科目 管理栄養領域と共通科目 管理栄養領域と共通科目
			臨床病態学Ⅱ	3		2	
			(臨床医学総論)	(2)		(2)	
			(解剖生理学Ⅰ)	(1)	(2)		
			(解剖生理学Ⅱ)	(1)	(2)		
			(解剖生理学実習)	(1)	(1)		
			(生化学)	(1)	(2)		
			(生化学実験)	(2)	(1)		
			(基礎栄養学)	(1)	(2)		
			(病理学)	(1)	(2)		
			(臨床栄養学概論Ⅰ)	(2)	(2)		
			(臨床栄養学概論Ⅱ)	(2)	(2)		
	公衆衛生学		認知症予防学	4		1	
			薬理学	2		1	
			病態薬理学	2		1	
	医用工学概論		(公衆衛生学)	(2)	(2)		管理栄養領域と共通科目 管理栄養領域と共通科目 管理栄養領域と共通科目
			(医学概論)	(1)	(2)		
			医用工学概論(実習を含む)	2		2	
	専門分野	血液検査学	検査機器総論	1		1	管理栄養領域と共通科目
			(情報科学)	(1)		(2)	
		病理検査学	血液検査学Ⅰ	2		2	
			血液検査学Ⅱ	3		2	
			血液検査学実習	3		2	
		尿・糞便等一般検査学	病理検査学Ⅰ	2		2	
			病理検査学Ⅱ	2		1	
			病理検査学実習	3		2	
		生化学検査学	一般検査学	1		2	
			一般検査学実習	2		1	
			医動物学(実習を含む)	2		2	
		免疫検査学	臨床化学検査学	2		2	
			臨床化学検査学実習	3		2	
			免疫検査学	2		2	
			免疫検査学実習	3		1	
			放射性同位元素検査学	3		1	

			遺伝子関連・染色体検査学	遺伝子検査学	3		2	
				遺伝子検査学実習	3		1	
			輸血・移植検査学	輸血・移植検査学	2		2	
				輸血・移植検査学実習	3		2	
			微生物検査学	微生物学	1		2	
				微生物検査学	2		2	
				微生物検査学実習	2		2	
			生理検査学	生理検査学Ⅰ	1		2	
				生理検査学Ⅱ	2		2	
				生理検査学Ⅲ	2		2	
				生理検査学実習	3		2	
				画像検査学	3		2	
			臨床検査総合管理学	検査総合管理学Ⅰ	2		2	
				検査総合管理学Ⅱ	3		2	
				検査診断学総論	4		2	
			医療安全管理学	医療安全管理学	4		2	
				医療安全管理学実習	4		1	
			臨地実習	臨地実習前評価	3		1	
				生理検査学に関する臨地実習	3		3	
				生理検査学以外の臨地実習	3		8	
	専門発展領域			栄養士課題研究Ⅰ	3		1	
				栄養士課題研究Ⅱ	3		1	
				管理栄養士課題研究	1・2・3・4		1	
				アグリビジネス論Ⅰ	1・2・3・4		2	
				アグリビジネス論Ⅱ	1・2・3・4		2	
				アグリビジネス論実習Ⅰ	4		2	
				アグリビジネス論実習Ⅱ	4		2	
				農学基礎実習	4		2	
				農学応用実習	4		2	
				スポーツ栄養Ⅰ	4		2	
				スポーツ栄養Ⅱ	4		2	

教養科目 14 単位以上、学部共通科目 6 単位、専門科目 78 単位以上、並びに、教養科目 14 単位を超える単位、専門科目 78 単位を超える単位、自由科目、自己設計科目の修得単位を含め、合計 124 単位以上修得すること。

(履修科目の登録の上限：49 単位 (年間))

実習については別に定める。

別表（東海学院大学学則第15条第2項）教育課程 人間関係学部 心理学科

教育区分		授業科目名	開講年次	単位数		備考
				必修	選択	
教養科目	学びの基礎 を身につける科目	基礎ゼミナールⅠ	1	2		
		基礎ゼミナールⅡ	1		2	
	国語表現力 を高める科目	国語表現	1		2	
	英語表現力 を高める科目	基礎英語 A	1		1	
		基礎英語 B	1		1	
		英語活用演習 A	1		1	
		英語活用演習 B	1		1	
	情報処理技 能を高める 科目	コンピュータリテラシーⅠ	1		1	
		コンピュータリテラシーⅡ	1		1	
		情報リテラシー	1		1	
	世界を理解 する科目	日本文化研究	1		2	
		英米の言語と文化	1		2	
		中国の言語と文化	1		2	
		韓国の言語と文化	1		2	
		スペイン語圏の言語と文化	1		2	
		海外実践	2		2	
		異文化コミュニケーション	2		2	
	就業力を高 める科目	就業力基礎	1		2	
		キャリア形成	2		2	
		インターンシップ A	3		2	
		インターンシップ B	3		2	
	幅広い知識 を身に付け 創造力を高 める科目	哲学・思想	1		2	
		倫理学	1		2	
		歴史学	1		2	
		文学	1		2	
		言語学	1		2	
		日本国憲法	1		2	
		社会学	1		2	
		経済学	1		2	
		近現代の世界	1		2	
		社会と福祉	1		2	

		数学	1		2	
		化学	1		2	
		生物学	1		2	
		生命科学	1		2	
		生活と環境	1		2	
		体育実技 A	1		1	
		体育実技 B	1		1	
		体育講義	1		2	
		保健衛生	1		2	
		美術	1		2	
		音楽	1		2	
学部共通科目		心理学概論	1	2		
		卒業研究	4	4		
専門科目	専門基礎科目	心理学研究法	1	2		
		専門演習 I A (救急救命分野以外)	3	1		
		専門演習 I A (救急救命分野)	4	1		
		専門演習 I B (救急救命分野以外)	3	1		
		専門演習 I B (救急救命分野)	4	1		
		専門演習 II A	4	1		
		専門演習 II B	4	1		
		心理学実験	2		2	2 単位選択必修
		心理学検査実習	2		2	
		臨床心理学概論	1		2	
	分野別専門科目	発達心理学	1		2	
		学習・言語心理学	1		2	4 単位選択必修
		知覚・認知心理学 A (認知)	1		2	
		社会・集団・家族心理学 A (社会・集団)	2		2	
		感情・人格心理学	1		2	
		心理測定法	1		2	
		心理学統計法	1		2	
		応用心理学統計法	2		2	
		知覚・認知心理学 B (知覚)	2		2	
	心理学分野	神経・生理心理学	3		2	
		比較心理学	3		2	
		社会・集団・家族心理学 B (家族)	2		2	
		応用心理学	3		2	

		児童心理学	2		2	
		青年心理学	2		2	
		老年心理学	3		2	
		公認心理師の職責	1		2	
		障害者・障害児心理学	3		2	
		心理的アセスメント	2		2	
		心理学的支援法	2		2	
		心理療法技法論	3		2	
		健康・医療心理学	2		2	
		福祉心理学	3		2	
		教育・学校心理学	2		2	
		司法・犯罪心理学	3		2	
		産業・組織心理学	2		2	
		人体の構造と機能及び疾病	1		2	
		精神医学(精神疾患とその治療)	2		2	
		関係行政論	2		2	
		心理演習	3		2	
		心理実習	3～4		2	
		心理学専門英語	3		2	
		心理学観察演習	3		2	
		実験社会心理学演習	3		2	
	言語聴覚分野	医学総論	1		1	
		リハビリテーション医学・臨床神経学	2		2	
		耳鼻咽喉科学・形成外科学	3		2	
		臨床歯科医学・口腔外科学	3		2	
		呼吸発声発語系の構造・機能・疾病	2		2	
		聴覚系の構造・機能・疾病	2		2	
		神経系の構造・機能・疾病	2		2	
		音声学	1		2	
		言語発達学	1		2	
		音響学	2		1	
		聴覚心理学	2		1	
		リハビリテーション概論	1		2	
		社会保障制度・関係法規	2		2	
		言語聴覚障害学総論	1		2	
		言語聴覚障害診断学	3		2	

		失語症学Ⅰ	1	2	
		失語症学Ⅱ	2	1	
		失語症学Ⅲ	2	1	
		失語症学Ⅳ	3	1	
		高次脳機能障害学Ⅰ	2	2	
		高次脳機能障害学Ⅱ	3	1	
		言語発達障害学Ⅰ	1	2	
		言語発達障害学Ⅱ	2	1	
		言語発達障害学Ⅲ	2	1	
		言語発達障害学Ⅳ	3	1	
		言語発達障害学Ⅴ	3	1	
		音声障害	3	1	
		構音障害Ⅰ	1	2	
		構音障害Ⅱ	2	1	
		構音障害Ⅲ	2	1	
		構音障害Ⅳ	3	1	
		嚥下障害学Ⅰ	2	2	
		嚥下障害学Ⅱ	3	1	
		嚥下障害学Ⅲ	3	1	
		吃音	3	2	
		聴覚障害学Ⅰ	1	2	
		聴覚障害学Ⅱ	2	1	
		聴覚障害学Ⅲ	3	1	
		補聴器・人工内耳Ⅰ	3	1	
		補聴器・人工内耳Ⅱ	3	1	
		聴覚検査法Ⅰ	2	1	
		聴覚検査法Ⅱ	3	1	
		臨床実習	3～4	12	
	救急救命分野	解剖学	1	2	
		生理学	1	2	
		病理学	1	1	
		薬理学	1	1	
		生化学	1	1	
		微生物学	1	1	
		内科学Ⅰ	2	2	
		内科学Ⅱ	2	2	
		内科学Ⅲ	2	2	

		小児科学	2		1	
		公衆衛生学	2		1	
		救急医学概論	1		2	
		救急処置総論	1		2	
		救急処置各論	2		2	
		災害医学	3		1	
		外傷学	2		2	
		外科学Ⅰ	3		2	
		外科学Ⅱ	3		2	
		環境障害・急性中毒学	2		2	
		産婦人科学	3		1	
		整形外科科学	3		2	
		脳外科学	2		2	
		放射線概論	3		1	
		救急救助実習	1		2	
		シミュレーションⅠ（疾病）	1		2	
		シミュレーションⅡ（傷病者）	2		2	
		シミュレーションⅢ（特定行為）	2		3	
		シミュレーションⅣ（重症外傷者）	3		3	
		シミュレーションⅤ（救急活動）	3		3	
		シミュレーションⅥ（救急車同乗）	4		2	
		シミュレーションⅦ（総合訓練）	4		4	
		病院内臨床実習	3		4	
	専門関連科目	人間の歴史	2		2	
		人文地理学	2		2	
		地誌学	3		2	
		日本の歴史と文化	1		2	
		市民生活と法	1		2	
		法学概論	1		2	
		社会学総論	2		2	
		哲学概論	3		2	
		医療倫理	3		1	

教養科目 10 単位以上、学部共通科目 6 単位、専門科目 60 単位以上、合計 124 単位以上修得すること。

（履修科目の登録の上限：49 単位（年間））

実習については別に定める。

別表（東海学院大学学則第15条第2項）教育課程 人間関係学部 子ども発達学科

教育区分		授業科目名	開講年次	単位数		備考
				必修	選択	
教養科目	学びの基礎を身につける科目	基礎ゼミナールⅠ	1	2		
		基礎ゼミナールⅡ	1		2	
	国語表現力を高める科目	国語表現	1		2	
	英語表現力を高める科目	基礎英語 A	1		1	
		基礎英語 B	1		1	
		英語活用演習 A	1		1	
		英語活用演習 B	1		1	
	情報処理技能を高める科目	コンピュータリテラシーⅠ	1		1	
		コンピュータリテラシーⅡ	1		1	
		情報リテラシー	1		1	
	世界を理解する科目	日本文化研究	1		2	
		英米の言語と文化	1		2	
		中国の言語と文化	1		2	
		韓国の言語と文化	1		2	
		スペイン語圏の言語と文化	1		2	
		海外実践	2		2	
		<u>異文化コミュニケーション</u>	2		2	
	就業力を高める科目	就業力基礎	1		2	
		キャリア形成	2		2	
		インターンシップ A	3		2	
		インターンシップ B	3		2	
	幅広い知識を身に付け創造力を高める科目	哲学・思想	1		2	
		倫理学	1		2	
		歴史学	1		2	
		文学	1		2	
		言語学	1		2	
		日本国憲法	1		2	
		社会学	1		2	
		経済学	1		2	
		近現代の世界	1		2	
		社会と福祉	1		2	
		数学	1		2	

		化学	1		2	
		生物学	1		2	
		生命科学	1		2	
		生活と環境	1		2	
		体育実技 A	1		1	
		体育実技 B	1		1	
		体育講義	1		2	
		保健衛生	1		2	
		美術	1		2	
		音楽	1		2	
学部共通科目		心理学概論	1		2	
		卒業研究	4	4		
専門科目	専門基礎科目		子ども学総論	1	2	*
			子どもフィールドワークⅠ	1	1	*
			子どもフィールドワークⅡ	1	1	*
			子どもフィールドワークⅢ	2		1
			保育キャリア演習	2		1
			子どもとプログラミング	1		1
			子どもと遊び	2		1
			ワークショップ研究	2		1
			子どもとうた	2		1
			異文化理解	2		2
	教職課程に関する科目	教科及び 指導法	教科国語	1		1
			教科国語演習	4		1
			教科社会	1		1
			教科社会演習	4		1
		領域及び 指導法	教科算数	1		1
			教科算数演習	4		1
			教科理科	1		1
			教科理科演習	4		1
			教科生活	1		1
			教科音楽	1		1
			教科音楽演習	4		1
			器楽Ⅰ	1		1
			器楽Ⅱ	2		1
			器楽Ⅲ	4		1
						*
						*
						*
						*
						*

	教科図画工作	1	1	
	教科図画工作演習	4	1	
	教科家庭	1	1	
	教科体育	2	1	
	教科体育演習	4	1	
	教科外国語	2	1	
	国語科指導法	2	2	
	社会科指導法	2	2	
	算数科指導法	2	2	
	理科指導法	2	2	
	生活科指導法	2	2	
	音楽科指導法	3	2	
	図画工作科指導法	3	2	
	家庭科指導法	3	2	
	体育科指導法	3	2	
	外国語科指導法	3	2	
	<u>英語学概論</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	
	<u>英語音声学</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	
	<u>英文法Ⅰ</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	
	<u>英文法Ⅱ</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	
	<u>英語文学論</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	
	<u>英語文学史Ⅰ</u>	<u>3</u>	<u>2</u>	
	<u>英語文学史Ⅱ</u>	<u>3</u>	<u>2</u>	
	<u>英語コミュニケーションⅠ</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	
	<u>英語コミュニケーションⅡ</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	
	<u>中学校英語科教育法1</u>	<u>3</u>	<u>2</u>	
	<u>中学校英語科教育法2</u>	<u>3</u>	<u>2</u>	
	<u>中学校英語科教育法3</u>	<u>4</u>	<u>2</u>	
	<u>中学校英語科教育法4</u>	<u>4</u>	<u>2</u>	
	子どもと健康	1	2	*
	子どもと環境	1	2	*
	子どもと人間関係	2	2	*
	子どもと言葉	1	2	*
	子どもと表現	1	2	*
	保育内容総論	2	2	*
	保育内容・健康	3	2	*
	保育内容・環境	2	2	*
	保育内容・人間関係	3	2	*

		保育内容・言葉	2		2	*
		保育内容・表現Ⅰ	2		1	*
		保育内容・表現Ⅱ	2		1	*
	教育基礎理論	教育原理	1		2	*
		保育原理	1		2	*
		教職概論	1		2	
		保育者論	1		2	*
		教育経営論	1		2	
		教育心理学	1		2	
		保育の心理学	1		2	*
		特別支援教育	3		1	
		教育課程論	2		2	
		保育・教育課程総論	2		2	*
	特別の教科 及び教科 外・領域外 の指導法	道德教育論	2		2	
		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		2	
		教育方法論	2		2	
		情報通信機器を活用した教育に関する理論および方法	2		1	
		生徒・進路指導論	3		2	
		教育相談	3		2	
	教育実践	教育実習指導	3		1	
		教育実習	3		4	
		教職実践演習(小)	4		2	
		保育・教職実践演習(幼)	4		2	*
	独自科目	絵本の世界Ⅰ	1		2	*
		絵本の世界Ⅱ	1		2	*
		絵本の世界Ⅲ	1		2	*
		特別な支援を要する子どもの理解と支援	2		2	*
	特別支援教育	特別支援教育総論	1		2	
		知的障害児の心理・生理・病理	3		2	
		肢体不自由児の心理・生理・病理	3		2	
		病弱児の心理・生理・病理	2		2	
		知的障害児教育論Ⅰ	3		2	
		知的障害児教育論Ⅱ	4		2	
		肢体不自由児教育論Ⅰ	3		2	
		肢体不自由児教育論Ⅱ	4		2	
		病弱児教育論	3		2	

		視覚障害児教育総論	2		1	
		聴覚・言語障害児教育総論	1		1	
		重複障害児教育総論	4		1	
		発達障害児の心理・生理・病理	2		1	
		発達障害児教育総論	2		1	
		特別支援教育実習セミナー	3～4		1	
		特別支援教育実習	4		2	
保育本質・目的		社会福祉	1		2	*
		子ども家庭福祉	1		2	*
		社会的養護Ⅰ	2		2	*
		子ども家庭支援論	3		2	*
保育対象理解		子ども家庭支援の心理学	1		2	*
		子どもの保健	3		2	*
		子どもの食と栄養	3		2	*
		子ども理解	2		2	*
保育内容・方法		社会的養護Ⅱ	3		1	*
		子育て支援	4		1	*
		乳児保育Ⅰ	2		2	*
		乳児保育Ⅱ	3		1	*
		子どもの健康と安全	4		1	*
保育実習		保育実習指導Ⅰ	2～3		2	*
		保育実習Ⅰ（保育所）	2		2	*
		保育実習Ⅰ（施設）	3		2	*
		保育実習指導Ⅱ	4		1	*
		保育実習Ⅱ	4		2	*
		保育実習指導Ⅲ	4		1	*
		保育実習Ⅲ	4		2	*
発展領域		子ども臨床心理学	2		2	
		カウンセリング	2		2	
		スポーツ心理学	1		2	
		スポーツ技術論	2		2	
		スポーツ社会学	2		2	
		コーチング論	3		2	
		こども音楽療育概論	2		2	
		こども音楽療育演習	3		1	
		こども音楽療育実習	3		1	

教養科目 10 単位以上、学部共通科目 2 単位以上、専門科目 60 単位以上（学部共通科目 2 単位を超える単位は、専門科目の単位とすることができる）、合計 124 単位以上修得すること。

（履修科目の登録の上限：49 単位（年間））

実習については別に定める。

別表（東海学院大学学則第15条第3項）教育課程 自己設計科目

授業科目名	開講年次	単位数		備考
		必修	選択	
大学コンソーシアムⅠ	1・2・3・4		2	*1 は管理栄養学科の
大学コンソーシアムⅡ	1・2・3・4		2	み履修可能
大学コンソーシアムⅢ	1・2・3・4		2	
教職概論	1		2	*2 は総合福祉学科の
教育原理	1		2	み履修可能
教育心理学	1		2	
*1*3 教育経営論	3		2	*3 は心理学科のみ履
教育課程論	2		2	修可能
*1*3 道德教育論	3		2	
*2 道德教育論	3		2	*4 は総合福祉学科保
*1*3 特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	3		2	健体育の教職希望者
*2 特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	3		2	のみ履修可能
教育方法論	2		2	
*2*3 生徒・進路指導論	3		2	
特別支援教育	2		1	
*1 生徒指導論	3		2	
教育相談	2		2	
カウンセリング論	1		2	
*2 福祉科指導法Ⅰ	3		2	
*2 福祉科指導法Ⅱ	3		2	
*2 保健体育科指導法Ⅰ	2		2	
*2 保健体育科指導法Ⅱ	3		2	
*2 保健体育科指導法Ⅲ	3		2	
*2 保健体育科指導法Ⅳ	3		2	
*2 教職福祉実習	4		1	
*3 教育実習指導	3～4		1	
*2 教育実習指導	3～4		1	
*3 教育実習Ⅰ	4		2	
*2 教育実習Ⅰ	4		2	
*3 教育実習Ⅱ	4		2	
*2 教育実習Ⅱ	4		2	
*1 栄養教育実習指導	3～4		1	
*1 栄養教育実習	4		1	

*3 教職実践演習（中・高）	4		2	
*2 教職実践演習（中・高）	4		2	
*1 教職実践演習（栄養教諭）	4		2	
フィールドスタディプログラム A(学校安全)	3		1	
フィールドスタディプログラム B(授業実践)	3		1	
*3 社会科・公民科指導法Ⅰ	3		2	
*3 社会科・公民科指導法Ⅱ	3		2	
*3 社会科指導法Ⅰ	3		2	
*3 社会科指導法Ⅱ	3		2	
*4 教育経営論	2		2	
情報通信技術を活用した教育に関する理論および方法	2		1	

別表（東海学院大学学則第15条第3項関係）教育課程 自由科目

授業科目名	開講年次	単位数	備考
		自由	
レクリエーション論	1	2	*1 は総合福祉学科のみ 履修可能
コミュニケーションワーク	1	1	
グループワークトレーニング	1	1	*2 は管理栄養学科のみ 履修可能
レクリエーション現場実習	2・3	1	
学校経営と学校図書館	1・2・3・4	2	
学校図書館メディアの構成	1・2・3・4	2	
学習指導と学校図書館	1・2・3・4	2	
読書と豊かな人間性	1・2・3・4	2	
視聴覚教育メディア論	1・2・3・4	2	
オフィススタディ	1	2	
オフィス実務演習	1	2	
ビジネスマナー	1	2	
オフィスワーク	2	2	
*1 物理学	1	1	
コーチング演習Ⅰ（ホッケー）	3	2	
コーチング演習Ⅱ（ホッケー）	3	2	
コーチング実践Ⅰ（ホッケー）	4	1	
コーチング実践Ⅱ（ホッケー）	4	1	

別表（東海学院大学学則第67条第3項関係） 外国人留学生 授業科目

区分	授業科目	単位数
日本語及び日本事情	初級日本語	2
	中級日本語	1
	日本事情	1

2. 東海学院大学履修規則

第1章 学年・クラスの編成

- 第1条 本学の学生はすべて学科・学年ごとに教育内容の分野や学生数で区分されたクラスに所属し、定められた担任の指導を受けるものとする。
- 2 各クラスに幹事2名ずつを置く。クラス幹事はクラス運営に関し担任に協力し、かつ、その連絡にあたる。
- 3 前項のクラス幹事は、担任立会いのもとにクラス構成員の3分の2以上の出席並びに出席者の過半数の同意をもって選出する。
- 4 各クラスには会計1名を置くことができる。クラス会計はクラスの金銭の出納を掌る。
- 5 前項のクラス会計は、第3項のクラス幹事選出に準ずる。

第2章 講義、演習、実験・実習及び実技

- 第2条 講義、演習、実験・実習及び実技科目を受講できるものは、指定された期日までに履修登録又は、履修届の提出及び必要に応じて聴講願を教務課に提出し、履修を認められた者に限る。履修を認められた者は必ず受講し、試験を受けるものとする。
- 2 受講は各クラスごとに定められた時間割(「標準時間割」という。)に従わなければならない。所属クラス以外での受講は、第4、5章に定める聴講、再履修として取り扱う。
- 3 各種資格課程の履修については、別に第8～22章においてこれを定める。

第3条 指定された期日までに履修登録又は履修届の提出ができないときは、事前にその旨を教務課に申し出て許可を受けなければならない。

- 2 履修登録確定後における登録内容の変更は、原則として認めない。

第4条 講義、演習、実験・実習及び実技科目では、毎回出席、欠席、遅刻、早退の調査を受けなければならない。この出欠調査において不正があった場合は、不正行為に係る者の当該授業の出席を無効とする。

- 2 遅刻、早退の場合3回をもって1回の欠席とする。

第5条 次の各号におけるように、やむを得ず受講できない場合には「公欠」(公的な理由による授業欠席)を認め、補講を求めることができる。

- ① 学外実習の履修期間
 - ② 臨時の時間割変更などによって受講科目が重複又は試験期間中の試験と重複する場合
 - ③ 学校保健安全法施行規則第18条に規定する第一種感染並びにインフルエンザ、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘に罹病した場合
 - ④ 三親等以内の近親者の死亡による忌引(一親等3日、二親等2日、三親等1日)
 - ⑤ 学生が死亡して同じクラスの代表2名がその葬儀に参列したとき、又は学生の父母が死亡して同じクラスの代表2名がその葬儀に参列した場合
 - ⑥ 大学が必要と認めた行事への参加
 - ⑦ その他学長が特に必要と認めた場合
- 2 公欠の取り扱いを受けようとする者は、所定の手続きを取らなければならない。①②③④の各号については教務課、⑤については学生生活課、⑥⑦の各号については教務課、学生生活課、学生就職課等該当する取扱課の承認を受けなければならない。⑦に関しては、更に教務課の承認を受けなければならない。また、④による場合は会葬礼状、③⑦の各号による場合は、

受講することができないことを証明するに足る書類を提出するものとする。同じ理由により複数の者が公欠の申請をする場合は、一括申請することができる。

- 3 公欠の取り扱いを受けようとする者は、事後1週間以内に取扱課に公欠の申請をしなければならない。また、事前に所定の手続きが必要な場合は、取扱課に申し出なければならない。ただし、事後一週間以内にやむを得ない理由で公欠の申請ができない場合は、その旨を期間内に取扱課に連絡しなければならない。
- 4 公欠の補講を求める場合は、公欠の翌週の同曜日までに申請し、原則として事後2週間以内に補講を受けなければならない。

第6条 講義、演習、実験・実習及び実技科目を平常の標準時間割に組み込むことができない場合は、これを集中的に実施することができる。

- 2 集中講義の場合の公欠は前条に準ずる。

第7条 講義、演習、実験・実習及び実技科目においては、履修時間数の1時間を45分とし、90分をもって1時限とする。年間を通じ、時間配当を次のように定める。

- 第1時限 9:20 ～ 10:50
- 第2時限 11:00 ～ 12:30
- 第3時限 13:30 ～ 15:00
- 第4時限 15:10 ～ 16:40
- 第5時限 16:50 ～ 18:20
- 第6時限 18:30 ～ 20:00

第8条 講義、演習、実験・実習及び実技科目についての休講、教室変更、時間割変更は掲示板に掲示して通知する。規定された開始時間より30分を経過しても担当教員が教室に到着しないときは教務課に連絡し、その指示を受けなければならない。

第3章 履修方法

第9条 学生は、毎学期の始めにその学期に履修しようとする授業科目を、定められた期間内に履修登録をするものとする。ただし、当該授業科目担当教員の承認を必要とすることがある。

- 2 履修しようとする授業科目は、授業時間割の上で同一時限に重複して履修登録することはできない。
- 3 前期及び後期にわたり開講される授業科目(通年科目)は、前期に履修登録するものとする。
- 4 一の授業科目の単位を分割して修得することはできない。
- 5 履修登録後の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情による場合には、所定の期間内に限り認めることがある。
- 6 学生が1年間に履修科目として登録できる単位数は、1学期25単位、年間49単位を超えないものとする。ただし、自由科目、学外実習科目、集中講義科目、単位互換科目、単位認定科目、聴講・再履修科目、卒業非参入科目は上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

第4章 聴講

第10条 所属クラス以外での受講は、次条に規定する再履修を除いて聴講として取り扱う。

- 2 卒業及び第8～22章に定める諸資格の修了に必要なではない科目を聴講する場合には、聴講願を提出して許可を受けなければならない。

- 3 上級学年に配当された科目の聴講は、原則として認めない。

第5章 再履修、上書き再履修

第11条 履修登録した各科目について、単位を修得できなかった者が同一科目又は定期試験受験資格が得られなかった科目を再び履修する場合は再履修として取り扱う。

- 2 指定された期日までに履修登録した科目を取消した場合は、「履修登録をした」とはみなさない。

第12条 一度単位を修得した科目について再度履修し、当該科目の成績評価の上書きをする場合は上書き再履修として取り扱う。

- 2 上書き再履修を希望する者は、指定された期日までに所定の手続きを行わなければならない。

第6章 定期試験

第13条 1年を前期、後期に分け、各学期末にそれぞれ試験を行う。

- 2 試験は筆記試験を原則とするが、その他レポート・ノート・作品の提出、口述又は実験・実習及び実技、平常成績による場合もある。

第14条 前条に規定する定期試験は、試験実施期日までに学費を完納し、各講義、演習、実験・実習及び実技科目について、出席数が7割以上の者にその受験資格がある。ただし、第5条第1項に規定する公欠を含む場合はこの限りではない。また、資格取得に必要な科目については、別途定めることがある。

- 2 定期試験実施前の指定された期間において、受験不可者を公表する。公示内容に異議のある者はこの期間中に限り教務課に申し出ることができる。

第15条 試験場においては、すべて試験監督者の指示に従わなければならない。

第16条 受験する者は試験場において次の規定を守らなければならない。

- ① 学生証は机の上に置き、身分の確認を受けること。試験当日、学生証を忘れた場合、所定の手続きにより、仮学生証の交付を受け、受験すること。
- ② 受験に使用を許可された物以外はすべてカバン等の中に収納し、原則、隣席の椅子の上に置くこと。
- ③ 配付された試験答案用紙は、退室の際、必ず監督者に提出すること。

第17条 試験時間は60分とし、試験時間を次のように定める。ただし、最大90分まで試験時間を延長することがある。

- 第1時限 9:20 ～ 10:20
- 第2時限 11:00 ～ 12:00
- 第3時限 13:30 ～ 14:30
- 第4時限 15:10 ～ 16:10
- 第5時限 16:50 ～ 17:50
- 第6時限 18:30 ～ 19:30

- 2 試験開始後30分以上遅刻した者は試験場に入ることができない。また試験開始後30分を経過するまでは退出することができない。

第 18 条 聴講科目などの受験において、同一時限に受験科目が重複するときは、定期試験実施前の指定する期間内に教務課所定用紙によって申告し、その指示を受けなければならない。

第 19 条 予備行為と見なされる行為を含め一切の不正行為を禁止し、不正行為者のその期のすべての科目の成績を無効とする。

第 20 条 レポート・ノート・作品は所定の様式により、指定された期限までに提出しなければならない。提出期限に遅れた者は成績の評価を受けることができない。

2 口述又は実験・実習及び実技の試験は指定された期日に受験しなければならない。期日に受験しなかった者は成績の評価を受けることができない。

第 21 条 定期試験による成績評価は 100 点満点で採点し、60 点以上を得点した場合にその科目の単位修得を認める。

2 成績の評価段階を次のように定める。

	評価点	評価	備 考
合 格	90 点以上 100 点以下	秀	特に優れた成績を示した。
	80 点以上 90 点未満	優	優れた成績を示した。
	70 点以上 80 点未満	良	妥当と認められる要求を満たす成績を示した。
	60 点以上 70 点未満	可	合格を認められる最低限度の成績を示した。
	合格	合格	100 点法では評価できない科目の合格。
他大学等の 単位認定	認定	認定	他大学等での修得済単位の認定。 留学に関わる単位の認定。 転学部・転学科等での修得済単位の認定。
不合格	60 点未満	不可	合格と認められるに足る成績を示さなかった。

3 前項の成績評価を基に、成績評価に付する G P (Grade Point) は、秀を 4、優を 3、良を 2、可を 1、不可を 0 ポイントとする。

4 G P A (Grade Point Average) の算出に関し必要な事項は、別に定める。

第 7 章 追試験、再試験

第 22 条 定期試験では第 5 条第 1 項に該当する場合のみ公欠と認められ、追試験を受けることができる。追試験の評価方法は、第 21 条に準ずる。ただし、学外実習科目、特別集中講義科目を除く。

2 定期試験の公欠を希望する者は、第 5 条第 2 項、第 3 項に準じ、当該試験日を含み 3 日以内に所定の用紙に必要事項を記入し、取扱課に提出しなければならない。

第 23 条 定期試験において成績が 60 点に満たなかった者及び定期試験を欠席した者は、再試験を受けることができる。

- 2 再試験を受けようとする者は所定の用紙に必要事項を記入し、再試験受験料を納入した後、用紙を教務課に提出しなければならない。
- 3 再試験の結果を踏まえた成績評価は 100 点満点で採点し、60 点以上の得点はすべて 60 点とした上で、成績評価段階を可としてその科目の単位修得を認める。
- 4 再試験は 1 科目につき 1 回限り受験することができる。

第 24 条 追試験、再試験は別に定める期間に行い、第 15 条から第 20 条第 1 項までの規定を準用する。ただし、第 17 条第 1 項の時間配当は別に定める。

第 25 条 追試験、再試験の公欠を希望する者は第 5 条第 1 項に該当する場合に限り公欠を認め、別に指定する期日にそれぞれの試験を行う。

- 2 追試験、再試験の公欠を希望する者は第 5 条第 2 項に準じ、当該試験日を含み 3 日以内に所定の用紙に必要事項を記入し、取扱課に提出しなければならない。

第 8 章 教職課程

第 26 条 本学に、教育職員免許状取得のために必要な課程をおく。

第 27 条 学科において取得しうる教育職員免許状の種類・種別は、次に定めるとおりである。

子ども発達学科	幼稚園教諭	一種免許状	
	小学校教諭	一種免許状	
	特別支援学校教諭	一種免許状	知的障害者に関する教育の領域 肢体不自由者に関する教育の領域 病弱者(身体虚弱者を含む。)に関する教育の領域
心理学科	中学校教諭	一種免許状	社会
	高等学校教諭	一種免許状	公民
管理栄養学科	栄養教諭	一種免許状	
総合福祉学科	高等学校教諭	一種免許状	福祉
	中学校教諭	一種免許状	保健体育
	高等学校教諭	一種免許状	保健体育

- 2 それぞれの教育職員免許状取得のための授業科目、単位数及び履修方法は別表に定める。

第 28 条 教職課程を履修しようとする者は指定された期日までに所定の手続きを行わなければならない。手続き後の内容変更は原則として認めない。

第 29 条 前条に定める手続きを終えた者について履修資格判定を行い、許可された者に限りこれを認める。

- 2 教職課程を履修しようとする者は、指定された期日までに別に定める資格課程履修費を納入しなければならない。

第 30 条 教育実習は、定められた履修要件を満たした者に限りこれを認める。

第 31 条 教育実習では本学より指示された諸規程及び実習校の諸規程に従わなければならない。

第9章 保育士課程

第32条 子ども発達学科に、保育士資格取得のための課程をおく。

第33条 保育士資格取得のための授業科目、単位数及び履修方法は別に定める。

第34条 保育士課程を履修しようとする者は指定された期日までに所定の手続きを行わなければならない。手続後の内容変更は原則として認めない。

第35条 前条の手続きを終えた者については履修資格判定を行い、許可された者に限りこれを認める。

2 保育士課程を履修しようとする者は、指定された期日までに別に定める資格課程履修費を納入しなければならない。

第36条 保育実習は、定められた履修要件を満たした者に限りこれを認める。

第37条 保育実習では本学より指示された諸規程及び実習園の諸規程に従わなければならない。

第10章 栄養士・管理栄養士課程

第38条 管理栄養学科に、栄養士資格・管理栄養士国家試験受験資格取得のための課程をおく。

第39条 栄養士資格・管理栄養士国家試験受験資格取得のための授業科目、単位数及び履修方法は別表に定める。

第40条 栄養士・管理栄養士課程を履修しようとする者は指定された期日までに所定の手続きを行わなければならない。手続後の内容変更は原則として認めない。

第41条 栄養士・管理栄養士課程を履修しようとする者は、別に定める資格課程履修費を納入しなければならない。

第42条 栄養士・管理栄養士資格を取得しようとする者は、栄養士法第3条(免許を与えない場合)に該当しないことが条件である。

第43条 栄養士・管理栄養士課程の実習は、定められた履修要件を満たした者に限りこれを認める。

第44条 栄養士・管理栄養士課程の実習では本学より指示された諸規程及び実習機関の諸規程に従わなければならない。

第45条 栄養士・管理栄養士課程を履修した者は最終判定を受け、これによって認められた者が栄養士資格取得の申請及び管理栄養士国家試験受験手続を行うことができる。

第11章 臨床検査技師課程

第46条 管理栄養学科に、臨床検査技師国家試験受験資格取得のための課程をおく。

第 47 条 臨床検査技師国家試験受験資格取得のための授業科目、単位数及び履修方法は別表に定める。

第 48 条 臨床検査技師課程を履修しようとする者は指定された期日までに所定の手続きを行わなければならない。手続後の内容変更は原則として認めない。

第 49 条 臨床検査技師課程を履修しようとする者は、別に定める資格課程履修費を納入しなければならない。

第 50 条 臨床検査技師課程の実習は、定められた履修要件を満たした者に限りこれを認める。

第 51 条 臨床検査技師課程の実習では本学より指示された諸規程及び実習機関の諸規程に従わなければならない。

第 52 条 臨床検査技師課程を履修した者は最終判定を受け、これによって認められた者が臨床検査技師国家試験受験手続を行うことができる。

第 1 2 章 食品衛生管理者及び食品衛生監視員任用資格課程

第 53 条 管理栄養学科に、食品衛生管理者及び食品衛生監視員任用資格取得のための課程をおく。

第 54 条 食品衛生管理者及び食品衛生監視員任用資格取得のための授業科目、単位数及び履修方法は別表に定める。

第 1 3 章 言語聴覚士課程

第 55 条 心理学科に、言語聴覚士国家試験受験資格取得のための課程をおく。

第 56 条 言語聴覚士国家試験受験資格取得のための授業科目、単位数及び履修方法は別表に定める。

第 57 条 言語聴覚士課程を履修しようとする者は指定された期日までに所定の手続きを行わなければならない。手続後の内容変更は原則として認められない。

第 58 条 言語聴覚士課程を履修しようとする者は、別に定める資格課程履修費を納入しなければならない。

第 59 条 言語聴覚士課程の実習は、定められた履修要件を満たした者に限りこれを認める。

第 60 条 言語聴覚士課程の実習では本学より指示された諸規程及び実習機関の諸規程に従わなければならない。

第 61 条 言語聴覚士課程を履修した者は最終判定を受け、これによって認められた者が言語聴覚士国家試験受験手続を行うことができる。

第14章 救急救命士課程

第62条 心理学科に、救急救命士国家試験受験資格取得のための課程をおく。

第63条 救急救命士国家試験受験資格取得のための授業科目、単位数及び履修方法は別表に定める。

第64条 救急救命士課程を履修しようとする者は、指定された期日までに所定の手続きを行わなければならない。手続後の内容変更は原則として認めない。

第65条 救急救命士課程を履修しようとする者は、別に定める資格課程履修費を納入しなければならない。

第66条 救急救命士課程の実習は、定められた履修要件を満たした者に限りこれを認める。

第67条 救急救命士課程の実習では本学より指示された諸規程及び実習機関の諸規程に従わなければならない。

第68条 救急救命士課程を履修した者は最終判定を受け、これによって認められた者が救急救命士国家試験受験手続を行うことができる。

第15章 公認心理師課程

第69条 心理学科に、公認心理師受験資格取得のための課程をおく。

第70条 公認心理師受験資格取得のための授業科目、単位数及び履修方法は別表に定める。

第71条 公認心理師課程を履修しようとする者は、指定された期日までに所定の手続きを行わなければならない。手続後の内容変更は原則として認めない。

第72条 公認心理師課程を履修しようとする者は、別に定める資格課程履修費を納入しなければならない。

第73条 公認心理師課程の実習は、定められた履修要件を満たした者に限りこれを認める。

第74条 公認心理師課程の実習では本学より指示された諸規程及び実習機関の諸規程に従わなければならない。

第16章 認定心理士資格課程

第75条 心理学科に、認定心理士資格取得のための課程をおく。

第76条 認定心理士資格取得のための授業科目、単位数及び履修方法は別表に定める。

第17章 臨床工学技士課程

第 77 条 総合福祉学科に、臨床工学技士国家試験受験資格取得のための課程をおく。

第 78 条 臨床工学技士国家試験受験資格取得のための授業科目、単位数及び履修方法は別表に定める。

第 79 条 臨床工学技士課程を履修しようとする者は、指定された期日までに所定の手続きを行わなければならない。手続後の内容変更は原則として認めない。

第 80 条 臨床工学技士課程を履修しようとする者は、別に定める資格課程履修費を納入しなければならない。

第 81 条 臨床工学技士課程の実習は、定められた履修要件を満たした者に限りこれを認める。

第 82 条 臨床工学技士課程の実習では本学より指示された諸規程及び実習機関の諸規程に従わなければならない。

第 83 条 臨床工学技士課程を履修した者は最終判定を受け、これによって認められた者が臨床工学技士国家試験受験手続を行うことができる。

第 18 章 社会福祉士課程

第 84 条 総合福祉学科に、社会福祉士国家試験受験資格取得のための課程をおく。

第 85 条 社会福祉士国家試験受験資格取得のための授業科目、単位数及び履修方法は別表に定める。

第 86 条 社会福祉士課程を履修しようとする者は、指定された期日までに所定の手続きを行わなければならない。手続後の内容変更は原則として認めない。

第 87 条 社会福祉士課程を履修しようとする者は、別に定める資格課程履修費を納入しなければならない。

第 88 条 社会福祉士課程の実習は、定められた履修要件を満たした者に限りこれを認める。

第 89 条 社会福祉士課程の実習では本学より指示された諸規程及び実習機関の諸規程に従わなければならない。

第 90 条 社会福祉士課程を履修した者は最終判定を受け、これによって認められた者が社会福祉士国家試験受験手続を行うことができる。

第 19 章 精神保健福祉士課程

第 91 条 総合福祉学科に、精神保健福祉士国家試験受験資格取得のための課程をおく。

第 92 条 精神保健福祉士国家試験受験資格取得のための授業科目、単位数及び履修方法は別表に定める。

第 93 条 精神保健福祉士課程を履修しようとする者は、指定された期日までに所定の手続きを行わなければならない。手続後の内容変更は原則として認めない。

第 94 条 精神保健福祉士課程を履修しようとする者は、別に定める資格課程履修費を納入しなければならない。

第 95 条 精神保健福祉士課程の実習は、定められた履修要件を満たした者に限りこれを認める。

第 96 条 精神保健福祉士課程の実習では本学より指示された諸規程及び実習機関の諸規程に従わなければならない。

第 97 条 精神保健福祉士課程を履修した者は最終判定を受け、これによって認められた者が精神保健福祉士国家試験受験手続を行うことができる。

第 20 章 介護福祉士課程

第 98 条 総合福祉学科に、介護福祉士国家試験受験資格取得のための課程をおく。

第 99 条 介護福祉士国家試験受験資格取得のための授業科目、単位数及び履修方法は別表に定める。

第 100 条 介護福祉士課程を履修しようとする者は、指定された期日までに所定の手続きを行わなければならない。手続後の内容変更は原則として認めない。

第 101 条 介護福祉士課程を履修しようとする者は、別に定める資格課程履修費を納入しなければならない。

第 102 条 介護福祉士課程の実習は、定められた履修要件を満たした者に限りこれを認める。

第 103 条 介護福祉士課程の実習では本学より指示された諸規程及び実習機関の諸規程に従わなければならない。

第 104 条 介護福祉士課程を履修した者は最終判定を受け、これによって認められた者が介護福祉士国家試験受験手続を行うことができる。

第 21 章 学校図書館司書教諭課程

第 105 条 本学に、学校図書館司書教諭資格取得のための課程をおく。

第 106 条 学校図書館司書教諭資格取得のための授業科目、単位数及び履修方法は別表に定める。

第 107 条 学校図書館司書教諭課程を履修しようとする者は、指定された期日までに所定の手続きを行わなければならない。手続後の内容変更は原則として認めない。

第22章 各種資格課程

第108条 学校図書館司書教諭課程を履修しようとする者は、別に定める資格課程履修費を納入しなければならない。

第109条 総合福祉学科に、次の資格取得のための課程をおく。

- ①秘書士
- ②上級秘書士
- ③上級秘書士(メディカル秘書)
- ④情報処理士

- 2 第109条の資格取得のための授業科目、単位数及び履修方法は別表に定める。
- 3 第109条の資格課程を履修しようとする者は、指定された期日までに所定の手続きを行わなければならない。手続き後の内容変更は原則として認めない。
- 4 第109条の資格課程を履修し、資格申請しようとする者は、別に定める資格手数料を納入しなければならない。

第110条 本学に、レクリエーション・インストラクター及びスポーツ・レクリエーション指導者資格取得のための課程をおく。

- 2 レクリエーション・インストラクター及びスポーツ・レクリエーション指導者資格取得のための授業科目、単位数及び履修方法は別表に定める。
- 3 レクリエーション・インストラクター及びスポーツ・レクリエーション指導者課程を履修しようとする者は、指定された期日までに所定の手続きを行わなければならない。手続き後の内容変更は原則として認めない。
- 4 レクリエーション・インストラクター及びスポーツ・レクリエーション指導者課程を履修し、資格申請しようとする者は、別に定める資格手数料を納入しなければならない。

第111条 総合福祉学科に、パラスポーツ指導員資格取得のための課程をおく。

- 2 パラスポーツ指導員資格取得のための授業科目、単位数及び履修方法は別表に定める。
- 3 パラスポーツ指導員課程を履修しようとする者は、指定された期日までに所定の手続きを行わなければならない。手続き後の内容変更は原則として認めない。
- 4 パラスポーツ指導員課程を履修し、資格申請しようとする者は、別に定める資格手数料を納入しなければならない。

第112条 総合福祉学科に、公認スポーツ指導者制度をおく。

- 2 公認スポーツ指導者制度のうちコーチングアシスタント資格取得のための授業科目、単位数及び履修方法は別表に定める。
- 3 公認スポーツ指導者制度のうちコーチングアシスタント課程を履修しようとする者は、指定された期日までに所定の手続きを行わなければならない。手続き後の内容変更は原則として認めない。
- 4 公認スポーツ指導者制度のうちコーチングアシスタント課程を履修し、資格申請しようとする者は、別に定める資格手数料を納入しなければならない。
- 5 公認スポーツ指導者制度のうち競技別指導者資格取得のための共通科目の授業科目、単位数及び履修方法は別表に定める。
- 6 公認スポーツ指導者制度のうち競技別指導者課程を履修しようとする者は、指定された期日までに所定の手続きを行わなければならない。手続き後の内容変更は原則として認めない。
- 7 公認スポーツ指導者制度のうち競技別指導者課程を履修し、資格を申請しようとする者は、別に定める資格手数料を納入しなければならない。

- 8 公認スポーツ指導者制度のうち競技別指導者（公認ホッケーコーチ）資格取得のための専門科目の課程をおく。
- 9 公認スポーツ指導者制度のうち競技別指導者（公認ホッケーコーチ）資格取得のための授業科目、単位数及び履修方法は別表に定める。

第 113 条 総合福祉学科に、JATI 認定トレーニング指導者受験資格取得のための課程をおく。

- 2 JATI 認定トレーニング指導者受験資格取得のための授業科目、単位数及び履修方法は別表に定める。
- 3 JATI 認定トレーニング指導者受験資格取得を履修しようとする者は、指定された期日までに所定の手続きを行わなければならない。手続き後の内容変更は原則として認めない。
- 4 JATI 認定トレーニング指導者の課程を履修し、受験申請しようとするものは、別に定める受験のための資格手数料を納入しなければならない。

第 114 条 子ども発達学科に、こども音楽療育士資格取得のための課程をおく。

- 2 こども音楽療育士資格取得のための授業科目、単位数及び履修方法は別表に定める。
- 3 こども音楽療育士課程を履修しようとする者は、指定された期日までに所定の手続きを行わなければならない。手続き後の内容変更は原則として認めない。
- 4 こども音楽療育士課程を履修し、資格申請しようとする者は、別に定める資格手数料を納入しなければならない。

第 115 条 子ども発達学科に、准学校心理士資格取得のための課程をおく。

- 2 准学校心理士資格取得のための授業科目、単位数及び履修方法は別表に定める。
- 3 准学校心理士課程を履修しようとする者は、指定された期日までに所定の手続きを行わなければならない。手続き後の内容変更は原則として認めない。
- 4 准学校心理士課程を履修し、資格申請しようとする者は、別に定める資格手数料を納入しなければならない。

第 116 条 子ども発達学科に、認定絵本土資格取得のための課程をおく。

- 2 認定絵本土資格取得のための授業科目、単位数及び履修方法は別表に定める。
- 3 認定絵本土課程を履修しようとする者は、指定された期日までに所定の手続きを行わなければならない。手続き後の内容変更は原則として認めない。
- 4 認定絵本土課程を履修し、資格申請しようとする者は、別に定める資格手数料を納入しなければならない。

第 117 条 本学に、ビジネス実務士資格取得のための課程をおく。

- 2 ビジネス実務士資格取得のための授業科目、単位数及び履修方法は別表に定める。
- 3 ビジネス実務士課程を履修しようとする者は、指定された期日までに所定の手続きを行わなければならない。手続き後の内容変更は原則として認めない。
- 4 ビジネス実務士課程を履修し、資格申請しようとする者は、別に定める資格手数料を納入しなければならない。

第 118 条 管理栄養学科に、NAC（Nutrition&Agriculture Coordinator）認定取得のための課程をおく。

- 2 NAC（Nutrition&Agriculture Coordinator）認定取得のための授業科目、単位数及び履修方法は別表に定める。
- 3 NAC（Nutrition&Agriculture Coordinator）認定課程を履修しようとする者は、指定された期日までに所定の手続きを行わなければならない。手続き後の内容変更は原則として認めない。

- 4 NAC (Nutrition&Agriculture Coordinator) 認定課程を履修し、資格申請しようとする者は、別に定める資格手続き料を納入しなければならない。

第23章 休学・復学・退学・留年

第119条 病気その他の理由により2か月以上修学できず休学を希望する者は、所定の用紙にその理由を詳記し、担任を経て教務課に休学願を提出しなければならない。なお、病気による休学の願い出には医師の診断書を添えなければならない。

- 2 休学は1年を超えることはできない。ただし、特別の事情がある者に引き続き1年を超えない範囲で休学を許可することがある。

第120条 休学を許可された者が復学を希望する場合には所定の用紙にその理由を詳記し、休学期間満了前に担任を経て教務課に復学願を提出しなければならない。なお、病気によって休学していた者は医師の診断書を添えなければならない。

- 2 復学を許可された者は、別に定める授業料等を納入しなければならない。

第121条 休学期間満了の後も正当な理由なくして、復学、休学の継続又は退学のいずれかを願い出ない者は除籍する。

第122条 病気その他の理由により退学を希望する者は、所定の用紙にその理由を詳記し、担任を経て教務課に退学願を提出しなければならない。なお、病気による退学の願い出には医師の診断書を添えなければならない。

第123条 卒業までに修得すべき単位を欠く者は、次年度において留年させることがある。

附 則 (1)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (2)

- 1 この規則は、平成26年6月9日から施行する。

附 則 (3)

- 1 この規則は、平成27年2月1日から施行する。

附 則 (4)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (5)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
ただし、改正後の第95条については平成26年4月1日より適用する。

附 則 (6)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (7)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (8)

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (9)

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (10)

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (11)

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (12)

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

[東海学院大学履修規則第27条第2項] 子ども発達学科 幼稚園教諭一種免許状授業科目

●選択必修

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			法規上の 単位数		本学開講科目			備 考	
科目区分		各科目に含めることが必要な事項			科目名	単位数			
						必修	選択		
第66条の6に定める科目	日本国憲法	—	2	8	日本国憲法	2		2 単位以上、●科目より履修すること	
	体育	—	2		●体育講義		2		
					●体育実技A		1		
					●体育実技B		1		
	外国語コミュニケーション	—	2		●基礎英語A		1	2 単位以上、●科目より履修すること	
					●基礎英語B		1		
					●英語活用演習A		1		
					●英語活用演習B		1		
	数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	—	2		●コンピュータリテラシーⅠ		1	2 単位以上、●科目より履修すること	
					●コンピュータリテラシーⅡ		1		
●情報リテラシー					1				
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	健康	16	子どもと健康	2				
		人間関係		子どもと人間関係	2				
		環境		子どもと環境	2				
		言葉		子どもと言葉	2				
		表現		子どもと表現	2				
	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	保育内容総論		2					
		保育内容・健康		2					
		保育内容・人間関係		2					
		保育内容・環境		2					
		保育内容・言葉		2					
		保育内容・表現Ⅰ		1					
		保育内容・表現Ⅱ		1					

教育の 基礎的 理解に 関する 科目	—	教育の理念 並びに教育 に関する歴 史及び思想	—	10	教育原理	2		
					保育原理		2	
		教職の意義 及び教員の 役割・職務 内容(チーム 学校運営へ の対応を含 む。)	—		保育者論	2		
					教職概論		2	
		教育に関す る社会的、 制度的又は 経営的事項 (学校と地域 との連携及 び学校安全 への対応を 含む。)	—		教育経営論	2		
		幼児、児童 及び生徒の 心身の発達 及び学習の 過程	—		教育心理学	2		
					保育の心理学		2	
		特別の支援 を必要とす る幼児、児 童及び生徒 に対する理 解	1 *		特別な支援を要する子ど もの理解と支援	2		
		教育課程の 意義及び編 成の方法(カ リキュラ ム・マネジ メントを含 む。)	—		保育・教育課程総論	2		

道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	—	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	4		教育方法論	2		
		幼児理解の理論及び方法			子ども理解	2		
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法			教育相談	2		
教育実践に関する科目	—	教育実習	5	7	教育実習指導	1		
		学校体験活動			教育実習	4		
		教職実践演習	2		保育・教職実践演習(幼)	2		
大学が独自に設定する科目	—	14		器楽Ⅰ	1		「大学が独自に設定する科目」の必修科目及び選択科目又は最低修得単位数を超えて履修した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目」 「教育実践に関する科目」について、併せて14単位以上を修得すること	
				器楽Ⅱ	1			
				器楽Ⅲ		1		
				絵本の世界Ⅰ		2		
				絵本の世界Ⅱ		2		
				絵本の世界Ⅲ		2		

* 教育職員免許法施行規則第2条第1項表備考3関係

[東海学院大学履修規則第27条第2項] 子ども発達学科 小学校教諭一種免許状授業科目

●選択必修

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			法規上の単位数		本学開講科目			備 考
科目区分		各科目に含めることが必要な事項			科目名	単位数 必修 選択		
第 66 条の 6 に定める科目	日本国憲法	—	2	8	日本国憲法	2		2 単位以上、●科目より履修すること
	体育	—	2		●体育講義		2	
					●体育実技 A		1	
					●体育実技 B		1	
	外国語コミュニケーション	—	2		●基礎英語 A		1	
					●基礎英語 B		1	
					●英語活用演習 A		1	
	数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	—	2		●英語活用演習 B		1	
●コンピュータリテラシーⅠ					1			
●コンピュータリテラシーⅡ					1			
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語（書写を含む。）	—	30	教科国語	1		書写を含む
		社会	—		教科国語演習		1	
		算数	—		教科社会	1		
					教科社会演習		1	
		理科	—		教科算数	1		
					教科算数演習		1	
		生活	—		教科理科	1		
					教科理科演習		1	
		音楽	—		教科生活	1		
					教科音楽	1		
					教科音楽演習		1	
					器楽Ⅰ		1	
	図画工作	—	器楽Ⅱ			1		
			器楽Ⅲ			1		
			教科図画工作		1			
			教科図画工作演習			1		
	家庭	—	教科家庭		1			
			教科体育		1			
	体育	—	教科体育演習			1		
			教科外国語		1			
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	国語（書写を含む。）	2		国語科指導法	2		
		社会	2		社会科指導法	2		
		算数	2		算数科指導法	2		
		理科	2		理科指導法	2		
		生活	2		生活科指導法	2		
		音楽	2		音楽科指導法	2		
		図画工作	2		図画工作科指導法	2		
		家庭	2		家庭科指導法	2		
	体育	2	体育科指導法		2			
	外国語	2	外国語科指導法		2			

教育の基礎的理解に関する科目	—	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	—	10	教育原理	2		
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	—		教職概論	2		
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	—		教育経営論	2		
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	—		教育心理学	2		
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	1*1		特別支援教育	1		
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	—		教育課程論	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	—	道徳の理論及び指導法	2*2	10	道徳教育論	2		
		総合的な学習の時間の指導法	—		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		
		特別活動の指導法	—					
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	—		教育方法論	2		
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	—		情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法	1		
		生徒指導の理論及び方法	—		生徒・進路指導論	2		「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」を含む
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	—		教育相談	2		
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	—					

教育実践に関する科目	—	教育実習	5	7	教育実習指導	1		
		学校体験活動			教育実習	4		
		教職実践演習	2		教職実践演習(小)	2		
大学が独自に設定する科目	—		2		特別な支援を要する子どもの理解と支援		2	「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位数を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて2単位以上を修得すること

*1 教育職員免許法施行規則第2条第1項表備考3関係

*2 教育職員免許法施行規則第3条第1項表備考4関係

〔東海学院大学履修規則第27条第2項〕

子ども発達学科 中学校教諭一種免許状（英語）授業科目

●選択必修

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			法規上の 単位数		本学開講科目			備 考
科目区分		各科目に含めることが必要な事項			科目名	単位数		
						必修	選択	
第 66 条の 6 に定める科目	日本国憲法	—	2	8	日本国憲法	2		
	体育	—	2		●体育講義		2	2 単位以上、●科目より履修すること
					●体育実技 A		1	
					●体育実技 B		1	
	外国語コミュニケーション	—	2		●基礎英語 A		1	2 単位以上、●科目より履修すること
					●基礎英語 B		1	
					●英語活用演習 A		1	
					●英語活用演習 B		1	
	数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	—	2		●コンピュータリテラシーⅠ		1	2 単位以上、●科目より履修すること
					●コンピュータリテラシーⅡ		1	
●情報リテラシー					1			
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	英語学	—	30	英語学概論	2		
		英語文学	—		英語音声学	2		
					英文法Ⅰ	2		
					英文法Ⅱ		2	
					英語文学論	2		
					英語文学史Ⅰ		2	
					英語文学史Ⅱ		2	
		英語コミュニケーション	—		英語コミュニケーションⅠ	2		
					英語コミュニケーションⅡ		2	
		異文化理解	—		異文化理解	2		
					異文化コミュニケーション		2	
		各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)				中学校英語科教育法 1	2	
	中学校英語科教育法 2					2		
	中学校英語科教育法 3					2		
中学校英語科教育法 4	2							

教育の基礎的理解に関する科目	—	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	—	10	教育原理	2		
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	—		教職概論	2		
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	—		教育経営論	2		
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	—		教育心理学	2		
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	1		特別支援教育	1		
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	—		教育課程論	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	—	道徳の理論及び指導法	2	10	道徳教育論	2		
		総合的な学習(探求)の時間の指導法	—		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		特別活動の指導法を含む
		特別活動の指導法						
		教育の方法及び技術	—		教育方法論	2		
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	—		情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法	1		
		生徒指導の理論及び方法	—		生徒・進路指導論	2		「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」を含む
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	—		教育相談	2		
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	—					

教育実践に関する科目	—	教育実習	5	7	教育実習指導	1		事前事後指導 1 単位含む
		教育実習			4			
		学校体験活動						
		教職実践演習	2	教職実践演習(中)	2			
大学が独自に設定する科目	—		2	カウンセリング論		2	「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位数を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて4単位以上を修得すること	

*1 教育職員免許法施行規則第2条第1項表備考3関係

*2 教育職員免許法施行規則第3条第1項表備考4関係

[東海学院大学履修規則第27条第2項]

子ども発達学科 特別支援学校教諭一種免許状授業科目

●選択必修

教育職員免許法施行規則に定める科目区分			法規上の 単位数		本学開講科目			備 考		
科目		各科目に含めることが必要な事項			科 目 名		単位数			
							必修		選択	
特別支援教育に関する科目	特別支援教育の基礎理論に関する科目	—	2	26	特別支援教育総論	2				
	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16		知的障害児の心理・生理・病理	2				
					肢体不自由児の心理・生理・病理	2				
		病弱児の心理・生理・病理			2					
		知的障害児教育論Ⅰ			2					
		知的障害児教育論Ⅱ			2					
		肢体不自由児教育論Ⅰ			2					
		肢体不自由児教育論Ⅱ			2					
		病弱児教育論			2					
	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての心理、生理及び病理に関する科目	5		発達障害児の心理・生理・病理	1				
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育課程及び指導法に関する科目			発達障害児教育総論	1				
		・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目			重複障害児教育総論	1				
					視覚障害児教育総論	1				
					聴覚・言語障害児教育総論	1				
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	—	3			特別支援教育実習セミナー	1			
						特別支援教育実習	2			

[東海学院大学履修規則第27条第2項]

心理学科 高等学校教諭一種免許状(公民)・中学校教諭一種免許状(社会)授業科目

●選択必修

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			法規上の 単位数		本学開講科目			備 考		
科目区分		各科目に含めることが必要な事項			科 目 名		単位数			
							必修			選択
第66条の6に定める科目	日本国憲法	—	2	8	日本国憲法	2		2単位以上、●科目より履修すること		
	体育	—	2		●体育講義		2			
					●体育実技A		1			
					●体育実技B		1			
	外国語コミュニケーション	—	2		●基礎英語A		1	2単位以上、●科目より履修すること		
					●基礎英語B		1			
					●英語活用演習A		1			
					●英語活用演習B		1			
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	—	2	●コンピュータリテラシーⅠ		1	2単位以上、●科目より履修すること				
			●コンピュータリテラシーⅡ		1					
			●情報リテラシー		1					
教科及び教科の指導法に関する科目（中学校）	教科に関する専門的事項	日本史・外国史	1	28	日本の歴史と文化	2				
		地理学(地誌を含む。)	1		人間の歴史	2				
		法律学、政治学	1		人文地理学	2				
		社会学、経済学	1		地誌学	2				
		各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	8		哲学、倫理学、宗教学	1	法学概論	2		
					市民生活と法	2				
	社会学総論				2					
	社会学					2				
	経済学				2					
	哲学・思想				2					
	倫理学	2								
	社会科・公民科指導法Ⅰ	2								
社会科・公民科指導法Ⅱ	2									
社会科指導法Ⅰ	2									
社会科指導法Ⅱ	2									
教科及び教科の指導法に関する科目（高校）	教科に関する専門的事項	法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)	1	24	法学概論	2		12単位以上、●科目より履修すること		
		社会学、経済学(国際経済を含む。)	1		市民生活と法	2				
		哲学、倫理学、宗教学、心理学	1		社会学総論	2				
					心理学概論	2				
	●臨床心理学概論					2				
	●感情・人格心理学					2				
	●神経・生理心理学		2							
	●障害者・障害児心理学		2							

教育の基礎的理解に関する科目	—				●比較心理学		2		
					●社会・集団・家族心理学 A(社会・集団)		2		
					●社会・集団・家族心理学 B(家族)		2		
					●知覚・認知心理学 A(認知)		2		
					●教育・学校心理学		2		
					●福祉心理学		2		
		各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	4		社会科・公民科指導法Ⅰ	2			
					社会科・公民科指導法Ⅱ	2			
	—	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	—	10	教育原理	2			
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	—		教職概論	2			
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	—		教育経営論	2			
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	—		教育心理学	2			
					発達心理学		2		
					学習・言語心理学		2		
					青年心理学		2		
					児童心理学		2		
	—	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	1 *1		特別支援教育	1			
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	—		教育課程論	2			

道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	—	道徳の理論及び指導法	中 2 *2	中 10 高 8	道徳教育論 ※	2		※中免のみ
		総合的な学習の時間の指導法	—		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		
		特別活動の指導法						
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	—		教育方法論	2		
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法	1		
		生徒指導の理論及び方法	—		生徒・進路指導論	2		「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」を含む
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	—		教育相談	2		
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	—		カウンセリング論		2	
教育実践に関する科目	—	教育実習	中 5 高 3	中 7 高 5	教育実習指導	1		※中免のみ
					教育実習Ⅰ	2		
					教育実習Ⅱ※	2		
		学校体験活動						
		教職実践演習	2		教職実践演習（中・高）	2		

大学 が独 自に 設定 する 科目	—	—	中 4 高 12	フィールドスタディプログ ラム A (学校安全)	1	※高免のみ 中免：「大学が独自 に設定する科目」の 科目及び最低修得単 位数を超えて履修し た「教科及び教科の 指導法に関する科 目」又は「教育の基 礎的理解に関する科 目」「道徳、総合的 な学習の時間等の指 導法及び生徒指導、 教育相談に関する科 目」「教育実践に関 する科目」につい て、併せて 4 単位以 上を修得すること
				フィールドスタディプログ ラム B (授業実践)	1	1 ※ 高免：「大学が独自 に設定する科目」の 必修科目及び選択科 目又は最低修得単位 数を超えて履修した 「教科及び教科の指 導法に関する科目」 又は「教育の基礎的 理解に関する科目」 「道徳、総合的な学 習の時間等の指導法 及び生徒指導、教育 相談に関する科目」 「教育実践に関する 科目」について、併 せて 12 単位以上を 修得すること
				道徳教育論 ※		2

*1 教育職員免許法施行規則第 2 条第 1 項表備考 3 関係

*2 教育職員免許法施行規則第 3 条第 1 項表備考 4 関係

〔東海学院大学履修規則第27条第2項〕 管理栄養学科 栄養教諭一種免許状授業科目

●選択必修

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等				法規上の単位数		本学開講科目			備 考
科目区分		各科目に含めることが必要な事項				科目名	単位数		
							必修	選択	
第 66 条の 6 に定める科目	日本国憲法	—		2	8	日本国憲法	2		2 単位以上、●科目より履修すること
	体育	—		2		●体育講義		2	
						●体育実技 A		1	
						●体育実技 B		1	
	外国語コミュニケーション	—		2		●基礎英語 A		1	2 単位以上、●科目より履修すること
						●基礎英語 B		1	
						●英語活用演習 A		1	
						●英語活用演習 B		1	
	数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	—		2		●コンピュータリテラシーⅠ		1	2 単位以上、●科目より履修すること
						●コンピュータリテラシーⅡ		1	
●情報リテラシー						1			
栄養に係る教育に関する科目	—	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項		4	学校栄養指導論	2			
		幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項							
		食生活に関する歴史的及び文化的事項			食教育指導論	2			
		食に関する指導の方法に関する事項							
教育の基礎的理解に関する科目	—	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		—	8	教育原理	2		
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		—		教職概論	2		
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		—		教育経営論	2		
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		—		教育心理学	2		
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		1*		特別支援教育	1		
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		—		教育課程論	2		

道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	—	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	6	道徳教育論	2			
		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法		2				
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		教育方法論	2			
		生徒指導の理論及び方法		生徒指導論	2			
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		教育相談	2			
				カウンセリング論		2		
教育実践に関する科目	—	栄養教育実習	2	4	栄養教育実習	1		
		教職実践演習	2		栄養教育実習指導	1		
					教職実践演習(栄養教諭)	2		

* 教育職員免許法施行規則第2条第1項表備考3関係

〔東海学院大学履修規則第 27 条第 2 項〕

総合福祉学科 高等学校教諭一種免許状(福祉)授業科目

●選択必修

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			法規上の 単位数	本学開講科目			備 考		
科目区分		各科目に含めることが必要な事項		科 目 名	単位数				
					必修	選択			
第 66 条の 6 に定める科目	日本国憲法	—	2	8	日本国憲法	2		2 単位以上、●科目より履修すること	
	体育	—	2		●体育講義		2		
					●体育実技 A		1		
					●体育実技 B		1		
	外国語コミュニケーション	—	2		●基礎英語 A		1	2 単位以上、●科目より履修すること	
					●基礎英語 B		1		
					●英語活用演習 A		1		
					●英語活用演習 B		1		
	数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	—	2		●コンピュータリテラシーⅠ		1	2 単位以上、●科目より履修すること	
					●コンピュータリテラシーⅡ		1		
●情報リテラシー					1				
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	社会福祉学（職業指導を含む。）	1	24	現代社会と福祉Ⅰ	2			
					現代社会と福祉Ⅱ	2			
					社会保障論Ⅰ		2		
					社会保障論Ⅱ		2		
		高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉	1		老人福祉論Ⅰ	2			
					児童福祉論Ⅰ	2			
					児童福祉論Ⅱ		2		
					障害者福祉論Ⅰ	2			
		社会福祉援助技術	1		社会福祉援助技術総論Ⅰ	2			
					社会福祉援助技術総論Ⅱ	2			
					社会福祉援助技術論Ⅰ		2		
					社会福祉援助技術論Ⅱ		2		
					社会福祉援助技術論Ⅲ		2		
					社会福祉援助技術論Ⅳ		2		
		介護理論・介護技術	1		介護概論	2			
					生活支援技術Ⅰ		4		
		社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）	1		●教職福祉実習 ※1		1	※1 の 1 単位、もしくは※2 の 7 単位を●科目より履修すること	
					●社会福祉実習指導Ⅰ ※2		1		
					●社会福祉実習指導Ⅱ ※2		1		
					●社会福祉実習指導Ⅲ ※2		1		
●社会福祉実習 ※2				5					
人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解	1	医学一般	2						

		加齢に関する理解・ 障害に関する理解	1		老人福祉論Ⅱ	2			
					障害者福祉論Ⅱ	2			
	各教科の指導法(情報通信技術 の活用を含む。)	4			福祉科指導法Ⅰ	2			
					福祉科指導法Ⅱ	2			
教育の基礎的 理解に関する 科目	—	教育の理念並びに教育 に関する歴史及び 思想	—	10	教育原理	2			
		教職の意義及び教員の 役割・職務内容(チ ーム学校運営への対 応を含む。)	—		教職概論	2			
		教育に関する社会 的、制度的又は経営 的事項(学校と地域と の連携及び学校安全 への対応を含む。)	—		教育経営論	2			
		幼児、児童及び生徒 の心身の発達及び学 習の過程	—		教育心理学	2			
		特別の支援を必要と する幼児、児童及び 生徒に対する理解	1 *		特別支援教育	1			
		教育課程の意義及び 編成の方法(カリキュ ラム・マネジメント を含む。)	—		教育課程論	2			
道徳、総合的な 学習の時間等 の指導法及び 生徒指導、 教育相談等 に関する科目	—	総合的な学習の時間 の指導法	8		特別活動及び総合的な学習の 時間の指導法	2			
		特別活動の指導法							
		教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の 活用を含む。)			教育方法論	2			
		情報通信技術を活用 した教育の理論及び 方法			情報通信技術を活用した教育 に関する理論及び方法	1			
		生徒指導の理論及び 方法			生徒・進路指導論	2		「進路指導 及びキャリア 教育の理 論及び方 法」を含む	
		教育相談(カウンセリ ングに関する基礎的 な知識を含む。)の理 論及び方法			教育相談	2			
		進路指導及びキャリ ア教育の理論及び方 法			カウンセリング論		2		
教育実践に 関する科目	—	教育実習	3	5	教育実習指導	1			
		学校体験活動			教育実習Ⅰ	2			
		教職実践演習	2			教職実践演習(中・高)	2		

大学が独自に設定する科目	—	—	12	フィールドスタディプログラム A（学校安全）	—	1	「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位数を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目」「教育実践に関する科目」について併せて12単位以上を修得すること
				フィールドスタディプログラム B（授業実践）	—	1	
				道徳教育論	—	2	

* 教育職員免許法施行規則第2条第1項表備考3関係

[東海学院大学履修規則第27条第2項] 総合福祉学科 高等学校教諭一種免許状(保健体育)・
中学校教諭一種免許状(保健体育)授業科目

●選択必修

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			法規上の 単位数		本学開講科目			備 考			
科目区分		各科目に含めることが必要な事項			科 目 名		単位数				
							必修			選択	
第66条の6に定める科目	日本国憲法	—	2	8	日本国憲法	2		2単位以上、●科目より履修すること			
	体育	—	2		●体育講義		2				
					●体育実技A		1				
					●体育実技B		1				
	外国語コミュニケーション	—	2		●基礎英語A		1	2単位以上、●科目より履修すること			
					●基礎英語B		1				
					●英語活用演習A		1				
	数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	—	2		●英語活用演習B		1	2単位以上、●科目より履修すること			
					●コンピュータリテラシーⅠ		1				
					●コンピュータリテラシーⅡ		1				
●情報リテラシー		1									
教科及び教科の指導法に関する科目（中学校）	教科に関する専門的事項	体育実技	1	28	健康スポーツ実習	2					
					スポーツ実習Ⅰ（陸上）	1					
					スポーツ実習Ⅱ（水泳）	1					
					スポーツ実習Ⅲ（球技A）	1					
					スポーツ実習Ⅳ（球技B）	1					
					スポーツ実習Ⅴ（武道）	1					
					スポーツ実習Ⅵ（器械運動）	1					
					スポーツ実習Ⅶ（ダンス）	1					
					スポーツ実習Ⅷ（レクリエーション）		1				
		「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学含む。）	1		バイオメカニクス	2					
					スポーツ心理学	2					
					スポーツ社会学	2					
					スポーツマネジメント		2				
					体育原理	2					
		生理学（運動生理学含む）	1		生理学	1					
					運動生理学	2					
		衛生学・公衆衛生学	1		衛生学	2					
					公衆衛生学	1					
		学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置含む。）	1		学校保健	2					
					小児保健	2					
精神保健	2										
救急処置法	2										

	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		8		保健体育科指導法Ⅰ	2		
					保健体育科指導法Ⅱ	2		
					保健体育科指導法Ⅲ	2		
					保健体育科指導法Ⅳ	2		
教科及び教科の指導法に関する科目(高校)	教科に関する専門的事項	体育実技	1	24	健康スポーツ実習	2		
					スポーツ実習Ⅰ(陸上)	1		
					スポーツ実習Ⅱ(水泳)	1		
					スポーツ実習Ⅲ(球技A)	1		
					スポーツ実習Ⅳ(球技B)	1		
					スポーツ実習Ⅴ(武道)	1		
					スポーツ実習Ⅵ(器械運動)	1		
					スポーツ実習Ⅶ(ダンス)	1		
					スポーツ実習Ⅷ(レクリエーション)		1	
		「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学含む。)	1		バイオメカニクス	2		
					スポーツ心理学	2		
					スポーツ社会学	2		
					スポーツマネジメント		2	
		生理学(運動生理学含む)	1		体育原理	2		
					生理学	1		
		衛生学・公衆衛生学	1		運動生理学	2		
	衛生学				2			
	学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置含む。)	1	公衆衛生学		1			
			学校保健		2			
			小児保健		2			
			精神保健		2			
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	8	救急処置法		2			
			保健体育科指導法Ⅰ		2			
			保健体育科指導法Ⅱ		2			
			保健体育科指導法Ⅲ		2			
			保健体育科指導法Ⅳ		2			
教育の基礎的理解に関する科目	—	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	—	10	教育原理	2		
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	—		教職概論	2		

		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	—		教育経営論	2		
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	—		教育心理学	2		
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	1 *1		特別支援教育	1		
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	—		教育課程論	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	—	道徳の理論及び指導法	中 2 *2	中 10 高 8	道徳教育論 ※	2		※中免のみ
		総合的な学習の時間の指導法	—		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		
		特別活動の指導法	—					
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	—		教育方法論	2		
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	—		情報通信技術を活用した教育に関する理論及び方法	1		
		生徒指導の理論及び方法	—		生徒・進路指導論	2		「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」を含む
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	—		教育相談	2		
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	—		カウンセリング論		2	
								—

教育実践に関する科目	—	教育実習	中 5 高 3	中 7 高 5	教育実習指導	1		※中免のみ
					教育実習Ⅰ	2		
					教育実習Ⅱ※	2		
		学校体験活動						—
		教職実践演習	2		教職実践演習（中・高）	2		
大学が独自に設定する科目	—	—	中 4 高 12		フィールドスタディプログラム A(学校安全)	1		※高免のみ
					フィールドスタディプログラム B(授業実践)	1	1 ※	中免：「大学が独自に設定する科目」の科目及び最低修得単位数を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて4単位以上を修得すること
					道徳教育論 ※		2	高免：「大学が独自に設定する科目」の必修科目及び選択科目又は最低修得単位数を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて12単位以上を修得すること

*1 教育職員免許法施行規則第2条第1項表備考3関係

*2 教育職員免許法施行規則第3条第1項表備考4関係

〔東海学院大学履修規則第33条〕 子ども発達学科 保育士資格の授業科目

●選択必修

児童福祉法施行規則に定める科目及び単位数					本学開講科目					備考
系列区分		教科目	授業形態	単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数			
							必修	選択	計	
教養科目	教養科目	外国語、体育以外の科目	不問	6以上	基礎ゼミナールⅠ	演習	2		2	必修単位を含め5単位以上修得すること
					基礎ゼミナールⅡ	演習		2	2	
					国語表現	講義		2	2	
					コンピュータリテラシーⅠ	演習		1	1	
					コンピュータリテラシーⅡ	演習		1	1	
					情報リテラシー	演習		1	1	
					英米の言語と文化	講義		2	2	
					中国の言語と文化	講義		2	2	
					韓国の言語と文化	講義		2	2	
					スペイン語圏の言語と文化	講義		2	2	
					海外実践	講義		2	2	
					異文化コミュニケーション	講義		2	2	
					就業力基礎	講義		2	2	
					キャリア形成	講義		2	2	
					インターンシップA	実習		2	2	
					インターンシップB	実習		2	2	
					哲学・思想	講義		2	2	
					倫理学	講義		2	2	
					歴史学	講義		2	2	
					文学	講義		2	2	
					言語学	講義		2	2	
					日本国憲法	講義		2	2	
					社会学	講義		2	2	
					経済学	講義		2	2	
					近現代の世界	講義		2	2	
					社会と福祉	講義		2	2	
					数学	講義		2	2	
					化学	講義		2	2	
					生物学	講義		2	2	
					生命科学	講義		2	2	

					生活と環境	講義		2	2	
					保健衛生	講義		2	2	
					美術	講義		2	2	
					音楽	講義		2	2	
	外国語	演習	2 以上	基礎英語 A	演習		1	1		
				基礎英語 B	演習		1	1		
				英語活用演習 A	演習		1	1		
				英語活用演習 B	演習		1	1		
	体育	講義	1	体育講義	講義	2		2	3 単位以上 修得すること	
		実技	1	体育実技 A 体育実技 B	実技 実技		1 1	1 1		
合 計			10 単位以上		計		4	69	73	
必修科目	保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	2	保育原理	講義	2		2	
		教育原理	講義	2	教育原理	講義	2		2	
		子ども家庭福祉	講義	2	子ども家庭福祉	講義	2		2	
		社会福祉	講義	2	社会福祉	講義	2		2	
		子ども家庭支援論	講義	2	子ども家庭支援論	講義	2		2	
		社会的養護 I	講義	2	社会的養護 I	講義	2		2	
		保育者論	講義	2	保育者論	講義	2		2	
	保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	講義	2	保育の心理学	講義	2		2	
		子ども家庭支援の心理学	講義	2	子ども家庭支援の心理学	講義	2		2	
		子どもの理解と援助	演習	1	子ども理解	演習	2		2	
		子どもの保健	講義	2	子どもの保健	講義	2		2	
		子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養	演習	2		2	
	保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	講義	2	保育・教育課程総論	講義	2		2	
		保育内容総論	演習	1	保育内容総論	演習	2		2	
		保育内容演習	演習	5	保育内容・健康	演習	2		2	
					保育内容・環境	演習	2		2	
					保育内容・人間関係	演習	2		2	
					保育内容・言葉	演習	2		2	
					保育内容・表現Ⅰ	演習	1		1	
					保育内容・表現Ⅱ	演習	1		1	
		保育内容の理解と方法	演習	4	子どもと環境	演習	2		2	
					子どもと言葉	演習	2		2	
					子どもと表現	演習	2		2	
					保育キャリア演習	演習	1		1	

		乳児保育Ⅰ	講義	2	乳児保育Ⅰ	講義	2		2	
		乳児保育Ⅱ	演習	1	乳児保育Ⅱ	演習	1		1	
		子どもの健康と安全	演習	1	子どもの健康と安全	演習	1		1	
		障害児保育	演習	2	特別な支援を要する 子どもの理解と支援	演習	2		2	
		社会的養護Ⅱ	演習	1	社会的養護Ⅱ	演習	1		1	
		子育て支援	演習	1	子育て支援	演習	1		1	
	保育 実習	保育実習Ⅰ	実習	4	保育実習Ⅰ（保育 所）	実習	2		2	
					保育実習Ⅰ（施設）	実習	2		2	
		保育実習指導Ⅰ	演習	2	保育実習指導Ⅰ	演習	2		2	
	総合 演習	保育実践演習	演習	2	保育・教職実践演習 （幼）	演習	2		2	
	合 計		5 1 単位		計		61	0	61	

選択必修科目	保育の本質・目的に関する科目	各保育士養成施設において設定	15	子ども学総論	講義	2		2	9 単位以上履修すること（保育実習 2 単位及び保育実習指導 1 単位を含む）
	保育の対象の理解に関する科目			子どもフィールドワークⅠ	演習	1		1	
	保育の内容・方法に関する科目			子どもフィールドワークⅡ	演習	1		1	
				器楽Ⅰ	演習		1	1	
				器楽Ⅱ	演習		1	1	
				器楽Ⅲ	演習		1	1	
				子どもと健康	演習		2	2	
				子どもと人間関係	演習		2	2	
				絵本の世界Ⅰ	演習		2	2	
				絵本の世界Ⅱ	演習		2	2	
				絵本の世界Ⅲ	演習		2	2	
	保育実習			保育実習Ⅱ又は保育実習Ⅲ	実習	2	保育実習Ⅱ 保育実習Ⅲ	実習 実習	
保育実習指導Ⅱ又は保育実習指導Ⅲ		演習	1	保育実習指導Ⅱ	演習		1	1	
				保育実習指導Ⅲ	演習		1	1	
				合 計		1 8 単位以上		計	

[東海学院大学履修規則第 39 条] 管理栄養学科 栄養士資格の授業科目

教育内容		規則等規定単位数		本学開講科目		
		講義又は演習	実験又は実習	科 目 名	単位	
専 門 科 目	社会生活と健康	4	4	社会と福祉	2	
				公衆衛生学	2	
	人体の構造と機能	8			解剖生理学Ⅰ	2
					解剖生理学Ⅱ	2
					解剖生理学実習	1
					生化学	2
					生化学実験	1
					病理学	2
	食品と衛生	6			食品衛生学	2
					食べ物と健康Ⅰ	2
					食べ物と健康Ⅱ	2
					食品加工学実験	1
				食品学基礎実験	1	
	栄養と健康	8	10	基礎栄養学	2	
				応用栄養学Ⅰ	2	
				臨床栄養学概論Ⅰ	2	
				臨床栄養学概論Ⅱ	2	
				臨床栄養活動論実習	1	
				基礎栄養学実習	1	
				応用栄養学実習	1	
	栄養の指導	6		栄養教育概論	2	
				公衆栄養学Ⅰ	2	
				公衆栄養学Ⅱ	2	
栄養教育論				2		
栄養教育論実習				1		
公衆栄養学実習				1		
給食の運営	4	調理学		2		
		給食経営管理論Ⅰ		2		
		給食経営管理論Ⅱ		2		
		基礎調理学実習		1		
		応用調理学実習		1		
		校外実習（給食の運営）		1		
		給食経営管理実習		2		

[東海学院大学履修規則第 39 条] 管理栄養学科 管理栄養士国家試験受験資格授業科目

管理栄養士学校指定 規則に定める教育内容		単位数		本学開講科目		単位数	
		講義又 は演習	実験又 は実習			講義又 は演習	実験又 は実習
専門基礎分野	社会・環境と健康	6	10	専門基礎分野	公衆衛生学	2	
	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	14			健康管理学	2	
					情報科学	2	
					公衆衛生学実習		1
					小　計	6	1
					医学概論	2	
					解剖生理学Ⅰ	2	
					解剖生理学Ⅱ	2	
					解剖生理学実習		1
					運動生理学	2	
					生化学	2	
					生化学実験		1
	病理学	2					
	臨床医学総論	2					
臨床医学実習		1					
小　計	14	3					
食べ物と健康	8		食品衛生学	2			
			食品衛生学実験		1		
			調理学	2			
			基礎調理学実習		1		
			応用調理学実習		1		
			食べ物と健康Ⅰ	2			
			食べ物と健康Ⅱ	2			
			食品加工学実験		1		
			食品学基礎実験		1		
			食品学実験		1		
小　計	8	6					
計	28	10		計	28	10	

専門分野	基礎栄養学	2	8	専門分野	基礎栄養学 基礎栄養学実習	2	1
	応用栄養学	6			小 計	2	1
					応用栄養学Ⅰ	2	1
					応用栄養学Ⅱ	2	
					栄養マネジメント論	2	
	応用栄養学実習				小 計	6	
					栄養教育概論	2	1
					栄養教育論実習		
					栄養教育論	2	
	栄養カウンセリング論	6			小 計	6	
					臨床栄養学概論Ⅰ	2	1
					臨床栄養学概論Ⅱ	2	
					臨床栄養活動論	2	
	臨床栄養活動論実習	8			臨床栄養学	2	
					臨床栄養学実習		
			小 計		8	2	
公衆栄養学Ⅰ			2	1			
公衆栄養学Ⅱ	2						
公衆栄養学実習							
小 計	4	1					
給食経営管理論Ⅰ	4	給食経営管理論Ⅱ	2	2			
		給食経営管理実習					
		小 計	4		2		
		健康栄養総合演習Ⅰ	1		0		
健康栄養総合演習Ⅱ	1						
小 計	2						
校外実習(給食の運営)		臨地実習(給食経営管理)		1			
		臨地実習(公衆栄養)*		1			
		臨地実習(臨床栄養Ⅰ)*		1			
		臨地実習(臨床栄養Ⅱ)*		1			
		小 計	0	4			
計	32	12	計	32	12		
合 計		60	22	合 計		60	22
		82				82	

臨地実習の*印科目(臨地実習(公衆栄養)、臨地実習(臨床栄養Ⅰ)、臨地実習(臨床栄養Ⅱ))は、3科目から2科目を選択する。

〔東海学院大学履修規則第47条〕 管理栄養学科 臨床検査技師国家試験受験資格授業科目

法令による指定科目	本学開講科目			
	科 目 名	時間数		単位
		講義	実習	
病態学(新告示第1条は薬理学及び病態薬理学を除く)	臨床病態学Ⅰ	30		2
	臨床病態学Ⅱ	30		2
	臨床医学総論	30		2
	解剖生理学Ⅰ	30		2
	解剖生理学Ⅱ	30		2
	解剖生理学実習		45	1
	生化学	30		2
	生化学実験		45	1
	基礎栄養学	30		2
	病理学	30		2
	臨床栄養学概論Ⅰ	30		2
	臨床栄養学概論Ⅱ	30		2
	認知症予防学	15		1
	薬理学	15		1
	病態薬理学	15		1
公衆衛生学	公衆衛生学	30		2
	医学概論	30		2
医用工学概論	医用工学概論(実習を含む)	15	15	2
	検査機器総論	15		1
	情報科学	30		2
血液検査学	血液検査学Ⅰ	30		2
	血液検査学Ⅱ	30		2
	血液検査学実習		60	2
病理検査学	病理検査学Ⅰ	30		2
	病理検査学Ⅱ	15		1
	病理検査学実習		60	2
尿・糞便等一般検査学	一般検査学	30		2
	一般検査学実習		30	1
	医動物学(実習を含む)	15	15	2
生化学検査学	臨床化学検査学	30		2
	臨床化学検査学実習		60	2
免疫検査学	免疫検査学	30		2
	免疫検査学実習		30	1
	放射性同位元素検査学	15		1

遺伝子関連・染色体検査学	遺伝子検査学	30		2
	遺伝子検査学実習		30	1
輸血・移植検査学	輸血・移植検査学	30		2
	輸血・移植検査学実習		60	2
微生物検査学	微生物学	30		2
	微生物検査学	30		2
	微生物検査学実習		60	2
生理検査学	生理検査学Ⅰ	30		2
	生理検査学Ⅱ	30		2
	生理検査学Ⅲ	30		2
	生理検査学実習		60	2
	画像検査学	30		2
臨床検査総合管理学	検査総合管理学Ⅰ	30		2
	検査総合管理学Ⅱ	30		2
	検査診断学総論	30		2
医療安全管理学	医療安全管理学	30		2
	医療安全管理学実習		30	1
臨地実習	臨地実習前評価	45		1
	生理検査学に関する臨地実習		120	3
	生理検査学以外の臨地実習		320	8
計	計	1095	1040	102

[東海学院大学履修規則第54条]

管理栄養学科 食品衛生管理者及び食品衛生監視員任用資格授業科目

区 分	単位取得 要件	基本科目名	本学開講科目		
			科 目 名	単位数	
				必修	選択
A 群：化学関係	A 群からD群までそれぞれ1科目以上 合計22単位以上	A 群からE群までの総単位数 合計40単位以上	分析化学 有機化学 無機化学	食品学基礎実験 食品学実験 化学 検査機器総論	1 1 2 1
			小 計	0	5
B 群：生物化学関係			生物学 生化学 食べ物と健康Ⅰ 生化学実験 解剖生理学Ⅱ 解剖生理学実習 運動生理学 生理検査学Ⅰ 生理検査学Ⅱ 生理検査学Ⅲ 生理検査学実習	2 2 1 2 1	2 2 2 2 2 2
			小 計	8	12
C 群：微生物学関係			微生物学 微生物学 食品微生物学 食品保存学 食品製造学	微生物検査学 微生物検査学実習 食べ物と健康Ⅱ 食品加工学実験	2 2 2 1
			小 計	2	7
D 群：公衆衛生学関係			公衆衛生学 食品衛生学 環境衛生学 衛生行政学 疫学	公衆衛生学 食品衛生学 食品衛生学実験	2 2 1
			小 計	2	3
小 計 1			小 計 1	12	27
E 群：その他関連科目			病理学 病理学 病理検査学Ⅰ 病理検査学Ⅱ 病理検査学実習	2 2 1 2	2 1 2
			医学概論 臨床医学総論	2	2

		解剖学	解剖生理学Ⅰ	2	
		血液学	血液検査学Ⅰ		2
			血液検査学Ⅱ		2
			血液検査学実習		2
		遺伝学	遺伝子検査学		2
			遺伝子検査学実習		1
		栄養学	基礎栄養学	2	
			基礎栄養学実習	1	
			臨床栄養学概論Ⅰ	2	
			臨床栄養学概論Ⅱ	2	
			応用栄養学Ⅰ	2	
			応用栄養学Ⅱ		
		その他これらに類する食品衛生に関する科目	給食経営管理論Ⅰ		2
			給食経営管理論Ⅱ		2
			給食経営管理実習		2
小 計 2		小 計 2		15	24
計（小計1＋小計2）				27	51

〔東海学院大学履修規則第56条〕 心理学科 言語聴覚士国家試験受験資格授業科目

指 定 科 目	本学開講科目	
	科 目 名	単位
基礎医学（医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む。）	医学総論	1
	解剖学	2
	生理学	2
	病理学	1
臨床医学（内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉（いんこう）科学、臨床神経学及び形成外科学を含む。）	内科学Ⅰ	2
	小児科学	1
	精神医学(精神疾患とその治療)	2
	リハビリテーション医学・臨床神経学	2
臨床歯科医学（口腔（くう）外科学を含む。）	耳鼻咽喉科学・形成外科学	2
	臨床歯科医学・口腔外科学	2
音声・言語・聴覚医学（神経系の構造、機能及び病態を含む。）	呼吸発声発語系の構造・機能・疾病	2
	聴覚系の構造・機能・疾病	2
	神経系の構造・機能・疾病	2
臨床心理学	臨床心理学概論	2
生涯発達心理学	発達心理学	2
学習・認知心理学（心理測定法を含む。）	学習・言語心理学	2
	知覚・認知心理学A（認知）	2
	心理測定法	2
言語学	言語学	2
音声学	音声学	2
言語発達学	言語発達学	2
音響学（聴覚心理学を含む。）	音響学	1
	聴覚心理学	1
社会福祉・教育（社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む。）	リハビリテーション概論	2
	社会保障制度・関係法規	2
言語聴覚障害学総論（言語聴覚障害診断学を含む）	言語聴覚障害学総論	2
	言語聴覚障害学診断学	2
失語・高次脳機能障害学	失語症学Ⅰ	2
	失語症学Ⅱ	1
	失語症学Ⅲ	1
	失語症学Ⅳ	1
	高次脳機能障害学Ⅰ	2
	高次脳機能障害学Ⅱ	1
言語発達障害学（脳性麻痺（ひ）及び学習障害を含む。）	言語発達障害学Ⅰ	2
	言語発達障害学Ⅱ	1
	言語発達障害学Ⅲ	1
	言語発達障害学Ⅳ	1
	言語発達障害学Ⅴ	1

発声発語・嚙（えん）下障害学（音声障害、構音障害及び吃（きつ）音を含む。）	音声障害	1
	構音障害Ⅰ	2
	構音障害Ⅱ	1
	構音障害Ⅲ	1
	構音障害Ⅳ	1
	嚙下障害学Ⅰ	2
	嚙下障害学Ⅱ	1
	嚙下障害学Ⅲ	1
	吃音	2
聴覚障害学（小児聴覚障害、成人聴覚障害、聴力検査並びに補聴器及び人工内耳を含む。）	聴覚障害学Ⅰ	2
	聴覚障害学Ⅱ	1
	聴覚障害学Ⅲ	1
	補聴器・人工内耳Ⅰ	1
	補聴器・人工内耳Ⅱ	1
	聴覚検査法Ⅰ	1
	聴覚検査法Ⅱ	1
臨床実習	臨床実習	12

[東海学院大学履修規則第63条] 心理学科 救急救命士国家試験受験資格授業科目

指 定 科 目	本学開講科目	
	科 目 名	単位
公衆衛生学	公衆衛生学	1
	社会保障制度・関係法規	2
解剖学	解剖学	2
生理学	生理学	2
薬理学	薬理学	1
病理学	病理学	1
生化学	生化学	1
微生物学	微生物学	1
内科学	医学総論	1
	内科学Ⅰ	2
	内科学Ⅱ	2
	内科学Ⅲ	2
外科学	救急医学概論	2
	救急処置総論	2
	救急処置各論	2
	災害医学	1
	外傷学	2
	外科学Ⅰ	2
	外科学Ⅱ	2
	環境障害・急性中毒学	2
小児科学	小児科学	1
産婦人科学	産婦人科学	1
整形外科	整形外科	2
脳外科学	脳外科学	2
精神医学	精神医学(精神疾患とその治療)	2
放射線医学	放射線概論	1
臨床実習	救急救助実習	2
	シミュレーションⅠ(疾病)	2
	シミュレーションⅡ(傷病者)	2
	シミュレーションⅢ(特定行為)	3
	シミュレーションⅣ(重症外傷者)	3
	シミュレーションⅤ(救急活動)	3
	シミュレーションⅥ(救急車同乗)	2
	シミュレーションⅦ(総合訓練)	4
	病院内臨床実習	4

[東海学院大学履修規則第70条] 心理学科 公認心理師資格授業科目

指 定 科 目	本学開講科目		単位数		
	科 目 名	単位	講義	演習	実習
①公認心理師の職責	公認心理師の職責	2	2		
②心理学概論	心理学概論	2	2		
③臨床心理学概論	臨床心理学概論	2	2		
④心理学研究法	心理学研究法	2	2		
⑤心理学統計法	心理学統計法	2	2		
⑥心理学実験	心理学実験	2			2
⑦知覚・認知心理学	知覚・認知心理学 A(認知)	2	2		
	知覚・認知心理学 B(知覚)	2	2		
⑧学習・言語心理学	学習・言語心理学	2	2		
⑨感情・人格心理学	感情・人格心理学	2	2		
⑩神経・生理心理学	神経・生理心理学	2	2		
⑪社会・集団・家族心理学	社会・集団・家族心理学 A(社会・集団)	2	2		
	社会・集団・家族心理学 B(家族)	2	2		
⑫発達心理学	発達心理学	2	2		
⑬障害者・障害児心理学	障害者・障害児心理学	2	2		
⑭心理的アセスメント	心理的アセスメント	2	2		
⑮心理学的支援法	心理学的支援法	2	2		
⑯健康・医療心理学	健康・医療心理学	2	2		
⑰福祉心理学	福祉心理学	2	2		
⑱教育・学校心理学	教育・学校心理学	2	2		
⑲司法・犯罪心理学	司法・犯罪心理学	2	2		
⑳産業・組織心理学	産業・組織心理学	2	2		
㉑人体の構造と機能及び疾病	人体の構造と機能及び疾病	2	2		
㉒精神疾患とその治療	精神医学(精神疾患とその治療)	2	2		
㉓関係行政論	関係行政論	2	2		
㉔心理演習	心理演習	2		2	
㉕心理実習	心理実習	2			2

※ 心理演習の授業時間は、30 時間とする。

※ 心理実習の授業時間は、80 時間とする。

〔東海学院大学履修規則第76条〕 心理学科 認定心理士資格授業科目

認定の領域			本学開講科目			備考		
			科目名	基本 主題	副次 主題			
基礎科目	a	心理学概論	心理学概論 教育心理学 ※	2 2		4 単位以上 ※は自己設計科目に開設	12 単位以上	36 単位以上
	b	心理学研究法	心理学研究法	2		4 単位以上		
			心理測定法	2				
			心理学統計法	2				
応用心理学統計法			2					
c	心理学実験・実習	心理学実験	2		4 単位以上			
		心理学検査実習	2					
選択科目	d	知覚心理学・学習心理学	知覚・認知心理学 A（認知）	2		3 領域以上で、それぞれ少なくとも 4 単位以上修得すること。 ※は自己設計科目に開設	16 単位以上	
			知覚・認知心理学 B（知覚）	2				
			学習・言語心理学	2				
	e	生理心理学・比較心理学	比較心理学	2				
			神経・生理心理学	2				
	f	教育心理学・発達心理学	教育・学校心理学	2				
			発達心理学	2				
			児童心理学	2				
			青年心理学	2				
			老年心理学	2				
	g	臨床心理学・人格心理学	臨床心理学概論	2	2			
			感情・人格心理学	2				
			心理療法技法論	2				
			心理的アセスメント	2				
			心理学的支援法	2				
			健康・医療心理学	2				
福祉心理学			2					
司法・犯罪心理学			2					
障害者・障害児心理学			2					
精神医学(精神疾患とその治療)								
教育相談 ※	2							
カウンセリング論 ※	2							
h	社会心理学・産業心理学	社会・集団・家族心理学 A(社会・集団)	2					
		社会・集団・家族心理学 B(家族)	2					
		応用心理学	2					
		産業・組織心理学	2					
その他	i	その他の科目	卒業研究 専門演習ⅠA 専門演習ⅠB 専門演習ⅡA 専門演習ⅡB	4 1 1 1 1		卒業研究は心理学に関連するテーマであること		

[東海学院大学履修規則第 7 8 条] 総合福祉学科 臨床工学技士国家試験受験資格授業科目

指 定 科 目	本学開講科目	
	科 目 名	単位
解剖学	解剖学Ⅰ	1
	解剖学Ⅱ	1
	基礎医学実習	1
生理学	生理学	1
	生理学実習	1
生化学	生化学Ⅰ	1
	生化学Ⅱ	1
医学概論	医学概論	1
公衆衛生学	公衆衛生学	1
病理学	病理学	2
薬理学	臨床薬理学	1
免疫学	臨床免疫学	1
チーム医療概論	チーム医療概論	1
関係法規	関係法規	1
	医療安全管理学	1
	医療安全管理学実習	1
応用数学	応用数学Ⅰ	1
	応用数学Ⅱ	1
	統計学	1
電気工学	電気工学Ⅰ	2
	電気工学Ⅱ	2
	電気工学実習	1
電子工学	電子工学Ⅰ	2
	電子工学Ⅱ	2
	電子工学実習	1
機械工学	機械工学	2
計測工学	計測工学	1
医用工学	医用工学概論	2
	医用システム工学	2
	医用情報処理工学	2
	システム情報処理実習	1
	制御工学	2
	画像診断学	1

生体物性工学	生体物性工学	2
医用材料工学	医用材料工学	2
医用機器学概論	医用機器学概論	2
医用治療機器学	医用治療機器学Ⅰ	1
	医用治療機器学Ⅱ	1
	医用治療機器学実習	1
	医用機器安全管理学方法論Ⅰ	1
生体計測装置学	生体計測装置学Ⅰ	1
	生体計測装置学Ⅱ	1
	生体計測装置学実習	1
	医用機器安全管理学方法論Ⅱ	1
臨床支援技術学	臨床支援技術学	1
	臨床支援技術学演習	1
	臨床支援技術学実習	1
生体機能代行技術学	生体機能代行装置学Ⅰ（呼吸）	2
	生体機能代行装置学Ⅱ（循環）	2
	生体機能代行装置学Ⅲ（代謝）	2
	生体機能代行装置学演習Ⅰ（呼吸）	1
	生体機能代行装置学演習Ⅱ（循環）	1
	生体機能代行装置学演習Ⅲ（代謝）	1
	生体機能代行装置学実習Ⅰ（呼吸）	1
	生体機能代行装置学実習Ⅱ（循環）	1
	生体機能代行装置学実習Ⅲ（代謝）	1
医用安全管理学	医用機器安全管理学	2
臨床医学総論	臨床医学総論Ⅰ	2
	臨床医学総論Ⅱ	2
	臨床医学総論Ⅲ	2
	臨床医学総論Ⅳ	1
臨床実習	臨床実習Ⅰ（実践活動外学習）	1
	臨床実習Ⅱ	6

[東海学院大学履修規則第85条] 総合福祉学科 社会福祉士国家試験受験資格授業科目

社会福祉士養成科目	本学開講科目			備考
	科 目 名	単位		
		必修	選択	
医学概論	医学一般	2		
心理学と心理的支援	心理学概論	2		
社会学と社会システム	社会学概論	2		
社会福祉の原理と政策	現代社会と福祉Ⅰ	2		
	現代社会と福祉Ⅱ	2		
社会福祉調査の基礎	社会福祉調査論	2		
ソーシャルワークの基盤と専門職	社会福祉援助技術総論Ⅰ	2		
ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	社会福祉援助技術総論Ⅱ	2		
ソーシャルワークの理論と方法	社会福祉援助技術論Ⅰ	2		
	社会福祉援助技術論Ⅱ	2		
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	社会福祉援助技術論Ⅲ	2		
	社会福祉援助技術論Ⅳ	2		
地域福祉と包括的支援体制	地域福祉論Ⅰ	2		
	地域福祉論Ⅱ	2		
福祉サービスの組織と経営	社会福祉施設経営論	2		
社会保障	社会保障論Ⅰ	2		
	社会保障論Ⅱ	2		
高齢者福祉	老人福祉論Ⅰ	2		
障害者福祉	障害者福祉論Ⅰ	2		
児童・家庭福祉	児童福祉論Ⅰ	2		
貧困に対する支援	公的扶助論	2		
保健医療と福祉	保健医療サービス	2		
権利擁護を支える法制度	権利擁護と成年後見制度	2		
刑事司法と福祉	更生保護制度	2		
ソーシャルワーク演習	社会福祉援助技術演習Ⅰ	2		
ソーシャルワーク演習（専門）	社会福祉援助技術演習Ⅱ	2		
	社会福祉援助技術演習Ⅲ	2		
	社会福祉援助技術演習Ⅳ	2		
	社会福祉援助技術演習Ⅴ	2		
ソーシャルワーク実習指導	社会福祉実習指導Ⅰ	1		
	社会福祉実習指導Ⅱ	1		
	社会福祉実習指導Ⅲ	1		
ソーシャルワーク実習	社会福祉実習（240時間）	5		

[東海学院大学履修規則第92条] 総合福祉学科 精神保健福祉士国家試験受験資格授業科目

精神保健福祉士養成科目	本学開講科目			備考
	科 目 名	単位		
		必修	選択	
医学概論	医学一般	2		
心理学と心理的支援	心理学概論	2		
社会学と社会システム	社会学概論	2		
社会福祉の原理と政策	現代社会と福祉Ⅰ	2		
	現代社会と福祉Ⅱ	2		
地域福祉と包括的支援体制	地域福祉論Ⅰ	2		
	地域福祉論Ⅱ	2		
社会保障	社会保障論Ⅰ	2		
	社会保障論Ⅱ	2		
障害者福祉	障害者福祉論Ⅰ	2		
権利擁護を支える法制度	権利擁護と成年後見制度	2		
刑事司法と福祉	更生保護制度	2		
社会福祉調査の基礎	社会福祉調査論	2		
精神医学と精神医療	精神医学Ⅰ	2		
	精神医学Ⅱ	2		
現代の精神保健の課題と支援	精神保健学Ⅰ	2		
	精神保健学Ⅱ	2		
ソーシャルワークの基盤と専門職	社会福祉援助技術総論Ⅰ	2		
精神保健福祉の原理	精神保健福祉の原理	2		
	精神保健福祉支援論	2		
ソーシャルワークの理論と方法	社会福祉援助技術論Ⅰ	2		
	社会福祉援助技術論Ⅱ	2		
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	精神障害リハビリテーション学Ⅱ	2		
	精神保健福祉援助技術各論	2		
精神障害リハビリテーション論	精神障害リハビリテーション学Ⅰ	2		
精神保健福祉制度論	精神保健福祉制度論	2		
ソーシャルワーク演習	社会福祉援助技術演習Ⅰ	2		
ソーシャルワーク演習（専門）	精神保健福祉援助演習Ⅰ	2		
	精神保健福祉援助演習Ⅱ	2		
	精神保健福祉援助演習Ⅲ	2		
ソーシャルワーク実習指導	精神保健福祉援助実習指導Ⅰ	1		
	精神保健福祉援助実習指導Ⅱ	1		
	精神保健福祉援助実習指導Ⅲ	1		
ソーシャルワーク実習	精神保健福祉援助実習	5		

[東海学院大学履修規則第 9 9 条] 総合福祉学科 介護福祉士国家試験受験資格授業科目

指 定 科 目		本学開講科目	
領域	教 育 内 容	科 目 名	単 位
人間と社会	人間の尊厳と自立	社会福祉援助技術総論Ⅰ	2
	人間関係とコミュニケーション	社会福祉援助技術論Ⅰ	2
		社会福祉援助技術論Ⅲ	2
	社会の理解	社会学概論	2
		社会保障論Ⅰ	2
		老人福祉論Ⅰ	2
		障害者福祉論Ⅰ	2
	人間と社会に関する選択科目	現代社会と福祉Ⅱ	2
		児童福祉論Ⅰ	2
介護	介護の基本	介護概論	2
		介護福祉論Ⅰ	2
		介護福祉論Ⅱ	2
		介護福祉論Ⅲ	2
		介護福祉論Ⅳ	2
		地域福祉論Ⅱ	2
	コミュニケーション技術	コミュニケーション技術	2
		社会福祉援助技術演習Ⅰ	2
	生活支援技術	生活支援技術Ⅰ	4
		生活支援技術Ⅱ	4
		生活支援技術Ⅲ	4
		生活支援技術Ⅳ	4
		生活支援技術Ⅴ	4
	介護過程	介護過程Ⅰ	2
		介護過程Ⅱ	2
		介護過程Ⅲ	2
		介護過程Ⅳ	2
		介護過程Ⅴ	2
	介護総合演習	介護総合演習Ⅰ	2
		介護総合演習Ⅱ	2
		介護総合演習Ⅲ	4
	介護実習	介護実習Ⅰ-1	3
		介護実習Ⅰ-2	3
		介護実習Ⅱ	4
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	発達と老化の理解Ⅰ	2
		発達と老化の理解Ⅱ	2
	認知症の理解	認知症の理解Ⅰ	2
		認知症の理解Ⅱ	2

	障害の理解	障害の理解Ⅰ	2
		障害の理解Ⅱ	2
	こころとからだのしくみ	心理学概論	2
		医学一般	2
		こころとからだのしくみⅠ	2
医療的 ケア	医療的ケア	こころとからだのしくみⅡ	2
		医療的ケアⅠ	2
		医療的ケアⅡ	2
		医療的ケアⅢ	2

〔東海学院大学履修規則第 106 条〕 学校図書館司書教諭資格授業科目

学校図書館司書教諭講習規定における科目		本学開講科目	
科 目	単位	科 目 名	単位
学校経営と学校図書館	2	学校経営と学校図書館	2
学校図書館メディアの構成	2	学校図書館メディアの構成	2
学習指導と学校図書館	2	学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2	読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	2	視聴覚教育メディア論	2

〔東海学院大学履修規則第 109 条第 2 項〕 秘書士資格授業科目

全国大学実務教育協会が定める区分			本学開講科目				備考	
区分	領域	資格到達目標	科 目 名	授業形態	単位数			
					必修	選択		
必修科目	領域 1	秘書実務の知識・スキル	オフィススタディ	講義・演習	2		2 単位以上	
	領域 2	秘書実務の基礎能力・教養	オフィス実務演習	演習	2		2 単位以上	
	領域 3	秘書実務の総合的課題解決	インターンシップ A	実習	2		2 単位以上	
選択科目	領域 1	秘書実務の知識・スキル	ビジネスマナー	講義		2	10 単位以上修得すること	
			オフィスワーク	講義		2		
			コンピュータリテラシーⅠ	演習		1		
			コンピュータリテラシーⅡ	演習		1		
			情報リテラシー	演習		1		
			情報科学	講義		1		
			情報科学演習	演習		1		
			表計算応用演習	演習		2		
			コンピュータネットワーク	講義		2		
	領域 2	秘書実務の基礎能力・教養	就業力基礎	講義		2		
			キャリア形成	講義		2		
			基礎ゼミナールⅠ	演習		2		
			基礎ゼミナールⅡ	演習		2		
			国語表現	講義		2		
			倫理学	講義		2		
			経済学	講義		2		
	領域 3	秘書実務の総合的課題解決	インターンシップ B	実習		2		

16 単位以上修得すること

[東海学院大学履修規則第109条第2項] 上級秘書士資格授業科目

全国大学実務教育協会が定める区分			本学開講科目				備考	
区分	領域	資格到達目標	科 目 名	授業形態	単位			
					必修	選択		
必修	領域 1	秘書実務の知識・スキル	オフィススタディ	講義・演習	2		2単位以上	
	領域 2	秘書実務の基礎能力・教養	フィールドプロジェクト演習	演習	4		4単位以上	
	領域 3	秘書実務の総合的課題解決	オフィス実務演習	演習	2		2単位以上	
選択科目	領域 1	秘書実務の知識・スキル	ビジネスマナー	講義		2	16 単位以上修得すること	
			オフィスワーク	講義		2		
			コンピュータリテラシーⅠ	演習		1		
			コンピュータリテラシーⅡ	演習		1		
			情報リテラシー	演習		1		
			情報科学	講義		1		
			情報科学演習	演習		1		
			表計算応用演習	演習		2		
			コンピュータネットワーク	講義		2		
	領域 2	秘書実務の基礎能力・教養	就業力基礎	講義		2		
			キャリア形成	講義		2		
			基礎ゼミナールⅠ	演習		2		
			基礎ゼミナールⅡ	演習		2		
			国語表現	講義		2		
			倫理学	講義		2		
経済学			講義		2			
領域 3	秘書実務の総合的課題解決	インターンシップ A	実習		2			
		インターンシップ B	実習		2			

24 単位以上を修得すること

[東海学院大学履修規則第109条第2項] 上級秘書士（メディカル秘書）資格授業科目

全国大学実務教育協会が定める区分			本学開講科目				備考	
区分	領域	資格到達目標	科目名	授業形態	単位			
					必修	選択		
必修科目	領域 1	秘書実務の知識・スキル	オフィススタディ	講義・演習	2		2 単位以上	
	領域 2	メディカル秘書実務力	医療事務総論	講義	2		4 単位以上	
			医療秘書実務	演習	2			
	領域 3	秘書実務の総合的課題解決	オフィス実務演習	演習	2		2 単位以上	
選択科目	領域 1	秘書実務の知識・スキル	ビジネスマナー	講義		2	16 単位以上修得すること	
			オフィスワーク	講義		2		
			コンピュータリテラシーⅠ	演習		1		
			コンピュータリテラシーⅡ	演習		1		
			情報リテラシー	演習		1		
			情報科学	講義		1		
			情報科学演習	演習		1		
			表計算応用演習	演習		2		
			コンピュータネットワーク	講義		2		
			就業力基礎	講義		2		
			キャリア形成	講義		2		
			基礎ゼミナールⅠ	演習		2		
			基礎ゼミナールⅡ	演習		2		
			国語表現	講義		2		
			倫理学	講義		2		
			経済学	講義		2		
	領域 2	メディカル秘書実務力	医療秘書概論	演習		2		
			医学一般	講義		2		
			薬理学	講義		1		
			解剖学Ⅰ	講義		2		
			病理学	講義		2		
			診療報酬請求事務	講義		2		
	領域 3	秘書実務の総合的課題解決	フィールドプロジェクト演習	演習		4		

24 単位以上を修得すること

[東海学院大学履修規則第 109 条第 2 項] 情報処理士資格授業科目

全国大学実務教育協会が定める区分			本学開講科目				備考	
区分	領域	資格到達目標	科目名	授業形態	単位			
					必修	選択		
必修科目	領域 1	情報実務の知識・スキル	情報リテラシー 情報科学	演習 講義	1 1		2 単位以上	16 単位以上修得すること
	領域 2	情報実務力	コンピュータリテラシーⅠ コンピュータリテラシーⅡ	演習 演習	1 1		2 単位以上	
	領域 3	情報実務の総合的課題解決	コンピュータネットワーク	講義	2		2 単位以上	
選択科目	領域 1	情報実務の知識・スキル	基礎ゼミナールⅠ	演習		2	10 単位以上	
			基礎ゼミナールⅡ	演習		2		
			倫理学	講義		2		
			経済学	講義		2		
			就業力基礎	講義		2		
			キャリア形成	講義		2		
			国語表現	講義		2		
領域 2	情報実務力	表計算応用演習	演習		2			
領域 3	情報実務の総合的課題解決	情報科学演習	演習		1			

〔東海学院大学履修規則第 110 条第 2 項〕

レクリエーション・インストラクター及びスポーツ・レクリエーション指導者資格授業科目

系列区分	本学開講科目				備考	
	科 目 名	授業形態	単位			
			必修	選択		
レクリエーション理論	レクリエーション論※1	講義	2			
レクリエーション実技	コミュニケーションワーク※2	演習	1		通年	
	グループワークトレーニング※3	演習	1			
現場実習 (スタッフ参加)	インターンシップ A	実習		2		1 科目 選択必修
	インターンシップ B	実習		2		
	教育実習Ⅰ	実習		2	自己設計科目	
	教育実習Ⅱ	実習		2	自己設計科目	
	教育実習	実習		4	子ども発達学科 の専門科目	
	保育実習Ⅰ（施設）	実習		2		
	保育実習Ⅰ（保育所）	実習		2		
	保育実習Ⅱ	実習		2		
	保育実習Ⅲ	実習		2		
	栄養教育実習	実習		1		
	社会福祉実習	実習		5		
	レクリエーション現場実習	実習		1	※1～※3 の必修 3 科目修得後に 履修可能	
現場実習 (事業参加)	2 回以上参加		○			

※養成課程の認可を受けた授業科目について、本学が行う科目修了試験および現場実習の単位履修をもって学内審査に合格したものとする。

〔東海学院大学履修規則第 111 条第 2 項〕

パラスポーツ指導員（旧障がい者スポーツ指導員）資格授業科目

区分	本学開講科目		備考
	科目名	単位	
初級パラスポーツ指導員	障害者スポーツ論 I	2	
	福祉スポーツ演習	2	
中級パラスポーツ指導員	障害者スポーツ論 II※	2	中級指導員の取得においては、初級・中級指導員の基準カリキュラムのほか、在学中に計 80 時間の活動経験をつまなければならない。 ※障害者スポーツ論 I を履修したうえで履修すること。
	福祉スポーツ演習	2	
	スポーツ技術論	2	
	スポーツ科学入門	1	
	スポーツ心理学	2	
	スポーツ医学 I	2	
	スポーツ医学 II	2	
	バイオメカニクス	2	

[東海学院大学履修規則第 1 1 2 条第 2 項・第 5 項・第 9 項]

公認スポーツ指導者制度の資格授業科目

公認スポーツ指導者資格を取得するためには、下表の共通Ⅲを修得し、オンラインテストに合格すること。これにより取得に必要な講習が免除される。併せてコーチングアシスタントとして認定される。また、競技別指導者資格を取得するためには、各中央競技団体等が行う専門科目（コーチ 3）の講習会に参加し、資格検定試験を受験すること。

共通科目 区分	共通科目内容	本学で開講する科目名 (免除申請する講義名)	単位数
共通 Ⅲ	グッドコーチに求められる医・科学知識	スポーツ技術論	2
	現場・環境に応じたコーチング		
	コーチングを理解しよう	スポーツ科学入門	1
	グッドコーチに求められる医・科学知識		
	グッドコーチに求められる医・科学知識	スポーツ心理学	2
	コーチングを理解しよう	スポーツマネジメント	2
	現場・環境に応じたコーチング		
	グッドコーチに求められる医・科学知識	ウェイト&エアロビック・トレーニング	2
	コーチングを理解しよう	スポーツ社会学	2
	現場・環境に応じたコーチング		
	グッドコーチに求められる医・科学知識	スポーツ栄養学	2
	グッドコーチに求められる医・科学知識	スポーツ医学Ⅰ	2
	コーチングを理解しよう	コーチング論	2
	グッドコーチに求められる医・科学知識		
	現場・環境に応じたコーチング		
	グッドコーチに求められる医・科学知識	トレーニング科学	2
	現場・環境に応じたコーチング		
	グッドコーチに求められる医・科学知識	バイオメカニクス	2

(公財) 日本スポーツ協会 公認ホッケーコーチ養成講習会 ホッケーコーチ3 専門科目

ホッケーコーチ3 資格を取得するためには、専門科目検定試験に合格する必要がある。上表の共通科目Ⅲを修得し、本学が開講する下表の専門科目を修得することで、取得に必要な講習を修了したものとみなされる。

ホッケー以外の競技別指導者の専門科目については、各競技団体等の主催する専門科目(コーチ3)の講習・試験を受講・修了すること。

公認ホッケーコーチ養成講習会専門科目		本学で開講する科目名 (免除申請する講義名)	単位数	専門科目
講習科目				
基礎理論	ホッケーの変遷	コーチング演習Ⅰ（ホッケー）	2	○
	ホッケーにおけるルールとアンパイアリング			
	コーチの役割・制度（概論、管理論等）			
	一貫指導体制に基づく指導法			
	指導計画の作成			
	戦術・戦法論	コーチング演習Ⅱ（ホッケー）	2	○
	ホッケーの技術			
	ホッケーの戦術			
	競技力の情報収集と分析・活用			
	ホッケーの特性を活かした体力トレーニング			
	ホッケーにおける心理学の実際と応用			
実技	実技Ⅰ：個人技能	コーチング実践Ⅰ（ホッケー）	1	○
	体力トレーニングとその実際			
指導実習	個人技能の指導			
実技	実技Ⅱ：チーム技能	コーチング実践Ⅱ（ホッケー）	1	○
	現場における救急処置			
	ゲームの分析とその実際			
指導実習	チーム技能の指導			

[東海学院大学履修規則第113条第2項]

JATI 認定トレーニング指導者受験資格授業科目

区分	本学開講科目		備考
	科目名	単位	
B. 各種トレーニング法の理論とプログラム	ウェイト&エアロビックトレーニング	2	全 科 目 必修
C. 各種トレーニング法の実際			
E. トレーニングの運営と情報活用			
A. トレーニング指導者論	コーチング論	2	
E. トレーニングの運営と情報活用			
E. トレーニングの運営と情報活用	スポーツマネジメント	2	
G. 運動と医学	スポーツ医学 I	2	
B. 各種トレーニング法の理論とプログラム			
E. 運動と栄養	スポーツ栄養学	2	
A. 体力学総論	スポーツ科学入門	1	
E. 運動と栄養			
G. 運動と医学			
C. バイオメカニクス	スポーツ技術論	2	
B. 各種トレーニング法の理論とプログラム			
A. トレーニング指導者論	スポーツ社会学	2	
F. 運動と心理	スポーツ心理学	2	
H. 運動指導の科学			
B. 各種トレーニング法の理論とプログラム	トレーニング科学	2	
C. 各種トレーニング法の実際			
D. トレーニング効果の測定と評価			
C. バイオメカニクス	バイオメカニクス	2	
D. 運動生理学			
B. 機能解剖	解剖学 I	2	
D. 運動生理学			

〔東海学院大学履修規則第 1 1 4 条第 2 項〕 こども音楽療育士資格授業科目

系列 区分	開発能力	本学開講科目				備考
		科 目 名	授業 形態	単位		
				必修	選択	
領域 1	こども音楽療育 の基礎となる知 識・音楽技術の 領域	教科音楽	演習	1		20 単位以 上修得す ること
		教科音楽演習	演習	1		
		子どもの保健	講義		2	
		子ども家庭福祉	講義		2	
		器楽Ⅰ	演習	1		
		器楽Ⅱ	演習	1		
		子どもと表現	演習		2	
		保育内容・表現Ⅰ	演習		1	
		器楽Ⅲ	演習		1	
領域 2	こども音楽療育 の意義の理解と 専門知識・技術の 修得の領域	こども音楽療育概論	講義	2		
		こども音楽療育演習	演習	1		
		子どもと遊び	演習		1	
		子どもとうた	演習		1	
		特別な支援を要する子どもの理 解と支援	講義		2	
領域 3	専門知識や技術 による総合的実 践力の領域	こども音楽療育実習	実習	1		
		子どもフィールドワークⅠ	演習		1	
		子どもフィールドワークⅡ	演習		1	

〔東海学院大学履修規則第 1 1 5 条第 2 項〕 准学校心理士資格授業科目

区分	本学開講科目		備考
	科目名	単位	
1. 教育心理学	教育心理学	2	区分 1～4 の内、3 区分以上 で、6 単位以上を修得する こと
2. 発達心理学	保育の心理学	2	
3. 教育相談	生徒・進路指導論	2	
4. 特別支援教育	特別支援教育	1	
	特別な支援を要する子どもの理 解と支援	2	

〔東海学院大学履修規則第 1 1 6 条第 2 項〕 認定絵本士資格授業科目

絵本専門士・認定絵本士養成講座カリキュラム			本学開講科目				
分野	中分類	科目	科目名	単位	備考		
	オリエンテーション						
知識を深める	絵本論	絵本総論	絵本の世界Ⅰ	2	「絵本の世界」は、必ずⅠ、Ⅱ、Ⅲの順で履修すること。		
		絵本各論①					
		絵本各論②					
		絵本各論④					
技術を高める	絵本を紹介する技術	絵本を紹介する技術②					
感性を磨く	絵本の持つ力						
	子供の心をとらえるもの						
	大人の心を豊かにする絵本						
	絵本が生まれる現場	絵本が生まれる現場①					
絵本が生まれる現場②							
知識を深める	絵本論	絵本各論③				絵本の世界Ⅱ	2
	絵本の体系・ジャンル	さまざまなジャンルの絵本①					
		さまざまなジャンルの絵本②					
		さまざまなジャンルの絵本③					
	絵本と出会う	絵本と出会う①					
		絵本と出会う②					
		絵本と出会う③					
		絵本と出会う④					
技術を高める	絵本の世界を広げる技術	絵本の世界を広げる技術②					
		絵本の世界を広げる技術③					
技能を高める	絵本の世界を広げる技術	絵本の世界を広げる技術①	絵本の世界Ⅲ	2			
	絵本を紹介する技術	絵本を紹介する技術①					
		絵本を紹介する技術③					
	おはなし会の手法	おはなし会の手法①					
		おはなし会の手法②					
	感性を磨く	心に寄り添う絵本					
絵本のある空間							
ホスピタリティに学ぶ							
	ディスカッション						

[東海学院大学履修規則第 1 1 7 条第 2 項] ビジネス実務士資格授業科目

区分	領域	到達目標	科目名	授業形態	単位		備考	
					必修	選択		
必修	1	学びの基礎能力・ 社会と自分を知る 力	オフィスワーク	講義・演習	2		4 単位 以上	
			就業力基礎	講義	2			
	2	実務の基礎的知識・スキル	オフィススタディ	講義・演習	2		2 単位 以上	
	3	課題発見・解決 力、学びの継続力	インターンシップ B	実習	2		2 単位 以上	
選択	1	学びの基礎能力・ 社会と自分を知る 力	キャリア形成	講義		2	6 単位 以上 修得する	14 単位 以上 修得する
			基礎ゼミナール I	演習		2		
			基礎ゼミナール II	講義		2		
			経済学	講義		2		
			異文化コミュニケーション	講義		2		
			近現代の世界	講義		2		
	2	実務の知識・スキル	ビジネスマナー	講義		2		
			オフィス実務演習	演習		2		
			コンピュータリテラシー I	演習		1		
			コンピュータリテラシー II	演習		1		
			情報リテラシー	演習		1		
			情報科学	講義		1		
			情報科学演習	演習		1		
			表計算応用演習	演習		2		
			コンピュータネットワーク	講義		2		
	3	課題発見・解決 力、学びの継続力	インターンシップ A	実習		2		
			フィールドプロジェクト演習	実習		4		

[東海学院大学履修規則第118条第2項]

「NAC (Nutrition & Agriculture Coordinator) 認定」取得授業科目

区分	本学開講科目			備考
	科目名	単位数		
		必修	選択	
アグリビジネス 科目	アグリビジネス論Ⅰ	2		
	アグリビジネス論Ⅱ	2		
	アグリビジネス論実習Ⅰ	2		
	アグリビジネス論実習Ⅱ	2		
	農学基礎実習	2		
	農学応用実習	2		
合計		12		

IX 学部規則・規程

1. 東海学院大学学位規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項、東海学院大学学則（以下「学則」という。）第31条及び東海学院大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第19条の規定に基づき、本学が授与する学位の専攻分野の名称、論文審査及び試験の方法その他学位に関し必要な事項を定める。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士及び修士学位とし、それぞれの学位に付記する専攻分野の名称等は、別表第1のとおりとする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、学則第31条に規定するところにより、大学学部を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、大学院学則第19条に規定するところにより、大学院修士課程を修了した者に授与する。

(学位論文の提出による学位の申請)

第5条 第4条に規定により修士の学位を申請する者は、学位申請書に学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。）並びにその要旨、論文目録、履歴書及び学位論文審査手数料を添え、学長に提出するものとする。

2 提出に必要な学位論文の部数及び書類は別に定める。

3 学位論文の審査のために必要があるときは、関係資料を提出させることがある。

(学位論文審査手数料)

第6条 第4条に規定する者が修士の学位を申請するときは、学位論文審査手数料を納入するものとする。学位論文審査手数料については、別表第2に定める。

2 学位論文審査手数料は、学位授与の申請を受理するときに徴収するものとする。

(学位論文及び学位論文審査手数料の返還)

第7条 受理した学位論文及び学位論文審査手数料は返還しない。

(学位論文の審査員)

第8条 学長は、学位論文を受理したときは、教授会にその審査を付託する。

2 教授会は、前項の審査を行うため、論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設ける。審査委員会については別に定める。

3 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を行う。

4 その他審査委員会の運営に関する事項は、教授会において定める。

（学力の確認）

第9条 第5条の規定による修士論文の提出があったときは、審査委員会は、学位申請者の学力の確認を行う。

2 学力の確認は、修士論文に関連のある分野の科目及び外国語について、筆記又は口述の試問により行う。

3 第1項の規定にかかわらず、学位申請者の学歴、業績等に基づいて学力を確認することができる場合は、学力の確認を行わないことができる。

（学位論文の審査期間）

第10条 修士論文の審査及び最終試験は、在学期間中に行わなければならない。

（論文審査及び最終試験の結果報告）

第11条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を終了したときは、学位論文の内容の要旨、審査の結果の要旨及び最終試験の結果の要旨に学位授与の可否についての意見を添えて、教授会に文書で報告しなければならない。なお、第9条第1項による学力の確認を行った場合は、学力の確認の結果の要旨について、最終試験の結果の要旨に付記するものとする。

（学位授与の可否の議決）

第12条 教授会は、前条の報告に基づき、学位授与の可否について議決する。

2 前項の議決には、教授会構成員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の賛成があることを要する。

（学長への報告）

第13条 研究科長は、前条の議決に基づき、その結果を文書で学長に報告しなければならない。

（学位記の授与）

第14条 学長は、前条の報告に基づき、学位授与の可否を決定する。

2 学長は、学位を授与すべきもの者には所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

（学位の名称の使用）

第15条 学位を授与された者は、当該学位の名称を用いるときは、「東海学院大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第16条 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったとき、又は不正の方法により学位を受けた事実が判明したときは、学長は、教授会の議を経て学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 教授会が前項の議決をする場合は、第12条第2項の規定を準用する。

(学位記及び書類の様式)

第17条 学位記及び学位申請関係書類の様式は、別表第3及び別表第4のとおりとする。

附 則(1)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 東海学院大学大学院学位規則(平成25年4月1日施行)は、吸収し廃止する。

附 則(2)

- 1 この規則は、平成26年8月1日から施行する。
- 2 東海学院大学大学院学位規則(平成26年4月1日施行)は、吸収し廃止する。なお、東海学院大学学位規則-別紙様式(学位論文指導員届)及び東海学院大学学位規則-別紙様式についても廃止する。

附 則(3)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(4)

- 1 この規則は、平成28年4月1日より施行する。
但し、別表第1の訂正については平成26年4月1日より適用する。

附 則(5)

- 1 この規則は、令和4年4月1日より施行する。

別表第1（第2条関係）

1 学士の学位に付記する専攻分野の名称

学 部	学 科	専攻分野の名称
人間関係学部	心理学科	心理学
	子ども発達学科	子ども学
健康福祉学部	管理栄養学科	栄養学
	総合福祉学科	総合福祉学

2 修士の学位に付記する専攻分野の名称

研究科名等	専攻分野の名称
人間関係学研究科	心理学

別表第2（第6条関係）

1 学位論文審査手数料

区分	学位論文審査手数料
学位論文	1 件 60,000 円

別表第3（第17条関係）

1 第3条の規定により授与する学位記の様式

学位記 氏 名 本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修め本学を卒業したので学士（専攻分野の名称）の学位を授与する 令和 年 月 日 東海学院大学〇〇学部長 氏 名 印 東海学院大学学長 氏 名 印			
--	--	--	--

2 第4条の規定により授与する学位記の様式

学位記			
氏 名			
本学大学院人間関係学研究科臨床心理専攻の修士課程において所定の課程を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士（心理学）の学位を授与する			
令和 年 月 日			
東海学院大学大学院研究科長		氏	名 ㊞
東 海 学 院 大 学 学 長		氏	名 ㊞

3 第4条の規定により授与する学位記のうち、大学院学則第19条第2項による特定の課題についての研究の成果を提出し、審査に合格した場合、次のような様式をとることができる。

学位記			
氏 名			
本学大学院人間関係学研究科の修士課程において所定の課程を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士（心理学）の学位を授与する			
令和 年 月 日			
東海学院大学大学院研究科長		氏	名 ㊞
東 海 学 院 大 学 学 長		氏	名 ㊞

別表第4（第17条関係）

学位申請書関係書類の様式

（1）第5条第1項の規定による学位申請書の様式

学位申請書		令和 年 月 日
東海学院大学長 殿		
住所		
氏名		
貴学学位規則第5条の規定により、学位論文に論文要旨、論文目録、履歴書及び学位論文審査手数料 60,000 円を添え、修士(心理学)の学位の授与を申請します。		

備考

学位申請書関係書類の提出部数

- 1 学位申請書 1通（A4版 片面刷り）
- 2 修士論文あるいは論文目録 3通（ 〃 ）
- 3 履歴書 3通（ 〃 ）
- 4 論文要旨

（2）学位申請書関係添付書類の様式

イ 論文目録の様式

論文目録	
1 題目 2 時期 3 冊数	令和 年 月 日 学位申請者 氏 名

備考

- 1 論文題目が外国語の場合には、和訳を付記すること。
- 2 参考論文が2種以上あるときは、列記すること。

（3）履歴書の様式

履 歴 書	
本 籍 現住所 氏 名	年 月 日生
学 歴 年 月 日	
職 歴 年 月 日	
研究歴 年 月 日	
上記の通り相違ありません。	
令和 年 月 日 氏 名	

備考

- 1 学歴は、高等学校卒業以後の履歴について年次を追って記載すること。
- 2 本学大学院修士課程において2年以上在学し、所定の単位を修得した者は、その単位修得証明書を添付すること。